

午前十時四分 開議

○弘川委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○武藤委員「おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、一般質問で、今、大きく話題になっております米問題を中心に取り上げました。この委員会では、佐賀県の誇る二つの海、有明海と玄海の問題について、皆様方にお考えなどお聞きしていきたいと思っております。本当に性質の違う、特徴ある二つの海を持っている佐賀県として、私は、この二つの海がもたらす恵みに誇りを持って暮らしておりますし、これからもそうしていきたいというふうに思っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、有明海の漁業振興についてです。

母なる海として豊かな海と言われていた有明海は、昨今、その状況が大きく変化しております。以前から筑後大堰ができたりもして本当に影響が出てきたという声もお聞きしましたし、一九九七年の諫早湾干拓による潮受け堤防の締め切りが決定的な変化をもたらしたと思います。潮の流れが低下し、海底の底質が悪化し、貧酸素水塊、そして赤潮が頻発するなど、瀕死の海になっていると思います。

基幹産業であるノリ養殖は、今や、令和四年、五年、六年と、もう三年続けて日本一の座を明け渡してしまいました。色落ち被害が県西部から東部への全域に発生しております。

漁船漁業についても、タイラギやアゲマキは休漁が続いております。最近はサルボウまで激減しているとのことで、本当に厳しい状況になっていると思

ます。

まず、有明海の現状を知るために漁獲量の推移をお示しいただきたいと思

ますので、よろしく願います。

○横尾水産課長「有明海の漁獲量の推移についてお答えいたします。直近五年間における有明海全体の漁獲量の推移ということでお答えいたします。

農林水産統計によりますと、令和元年に六千七百十八トンだったものが、その後、増減はあるものの、減少傾向で推移し、直近の令和五年には三千九百五十トンと、令和元年と比べ約四〇%の減となっております。

以上でございます。

○武藤委員「今、全体をお示しいただきましたけれども、中でも二枚貝などの貝類については、どのようになっていきますでしょうか。

○横尾水産課長「貝類の漁獲量の推移について、直近五年間の状況をお答えいたします。

令和元年に二千八トンだったものが急激に減少し、令和三年に五十五トンと最も少なく、直近の令和五年には九十二トンとなっております。これは令和元年と比べると約九五%の減というふうになっております。

以上でございます。

○武藤委員「今、御答弁いただいたとおりの現状です。

県では、水産資源を回復させるために、二〇〇〇年の有明海異変を受けてつくられた有明海特別措置法に基づく有明海再生事業の活用で、主要な魚介類の放流や漁場環境の改善に取り組んでおられます。タイラギとアサリについては、有明海沿岸四県で連携しているというふうにも聞いております。

タイラギは、貴重な二枚貝ですが、その資源回復に向けてどんな取組をなさってこられたんでしょうか。

○横尾水産課長「タイラギの資源回復に向けた取組についてお答えいたします。

タイラギについては、十三年連続の休漁となるなど、厳しい資源状況が続いております。タイラギの資源回復を図るためには、親となる母貝、ボガイとは漢字で「母の貝」と書きますけれども、この母貝の集団をつくることや、生息場所である海底の環境を改善することが効果的であります。

そのため県では、国と有明海沿岸四県で連携し、卵を産む母貝の数を増やすため、稚貝の移植——この稚貝とは子供の貝のことです。稚貝の移植や生育場所である海底環境を改善するためのサルボウ殻の散布などを行ってきたところでもあります。

具体的には、稚貝の移植に当たっては、豪雨による海水の塩分低下によるへい死を防ぐため、移植用の稚貝を塩分低下の影響を受けにくい熊本県の海域で一時的に飼育した後、佐賀県海域に移殖しています。

また、海底環境の改善については、タイラギ稚貝の着底を促進させるため、細かく砕いたサルボウなどの貝殻を海底に散布しております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいろいろ努力をしてくださってはいるんですけども、残念ながら、十三年連続で休漁になっているということですね。これはまた後からお話しさせていただきます。

それでは、アサリも先ほどの資料ではすごく減っていると。令和元年の二トンが令和五年には一トンになっているというふうな資料に示されておりましたけれども、本当に驚くほどの減りようだと思うんですね。

それで、資源回復に向けてどんな取組をなさってこられたんでしょうか。

○横尾水産課長Ⅱアサリの資源回復に向けた取組についてお答えいたします。

アサリについては、有明海全体で厳しい資源状況が続いていることから、国と有明海沿岸四県で連携して資源回復に取り組んでいるところでございます。

具体的には、親となる母貝の集団をつくるため、平成二十七年から太良町

地先、令和六年度から佐賀市地先において、網袋に砂利を入れた採苗器を設置し、その中で卵からふ化したアサリの幼生をナルトビエイなどからの食害を防ぎながら、母貝として大きく育てる取組を行っております。

取組としては、以上でございます。

○武藤委員Ⅱ母貝を育てていくという取組をなさっているんですけど、ここに有明海のアサリの漁獲量と浮遊幼生量というのがあるんですけども、（資料を示す）浮遊幼生というのが、このブルーです。これがあるとアサリが大きくまた育っていくんじゃないかという思いが、どなたもおありなんじゃないけれども、ただ、赤い線がアサリの漁獲量ですが、その数には浮遊幼生がなかなか追いついていけないというのが実態だと思うんですね。一生懸命取り組まれても、なかなか育っていかない。今、そういった苦難に直面していると思うんです。

それで、この特措法に基づいているんな取組をされています。海底耕うんなども行われてきたでしょう。そして、魚介類に対しての資源を増やしていくというふうなこともされたと思うんですけど、二〇〇五年ぐらいから特措法に基づくお金が国から来ていると思いますし、そういう事業をするようにということになっているんだと思うんですが、事業費はどれぐらいになっているんでしょうか。

○横尾水産課長Ⅱ特措法に係る事業費、予算額についてお答えいたします。

特措法に基づく有明海再生事業としては、平成二十一年からスタートしております。当初は佐賀県に関しての予算は年間一・六億円で、今もその事業は継続していますけれども、一・六億円から増加して平成二十七年から二十九年までは二・三億円、その後、一・八億円から一・九億円で毎年佐賀県に予算が国からの委託事業、補助事業として全額国庫で実施しております。

○武藤委員Ⅱ頂いた資料では、有明海海底耕うんに係る予算額の推移という

のも頂いているんですが、今言われた分で言うと、三、四年で一億八千万円ぐらい使っているというふうに思うんですね。ところが、二〇〇五年当時からずっと魚介類に対する資源回復の取組だとか、海底耕うんや覆砂の事業とか合わせる、一説によると三百億円は使っているのではないかと、いうふうなことも言われているわけですね。それについて正確な数字というのは、私は今存じませんけれども、皆さんたちがそのところは仕分けしてつかんでいらっしやるのかどうなのか。知らないなら知らないで、それはしようがないですけれども、いろんな分野にわたるでしょうから、水産課だけでもつかんでおられるのでしょうか、お分かりでしょうか。今、聞いているからちよつと分からないとおっしゃることもあるとは思いますが、どうでしょうか。

○横尾水産課長 有明海再生事業の国の予算額は、年間十八億円あって、それを四県と国のほうで、それぞれ目的に応じて実施しているところ、その中で佐賀県に来ている有明海再生事業の予算が、先ほど申しました一・六億円から多くて二・三億円とあったところで、他県の福岡県、熊本県、長崎県にも相応の予算が出ますし、国のほうも諫早湾干拓の維持費といったところに使われているというふうに聞いております。

○武藤委員 分かりました。四県合わせたの額で、そういった維持費も含めての大体三百億円ということで数字が成り立つかなというふうに思います。ありがとうございます。それだけ国としてお金を使っていないながら、なかなか本当の再生にはつながっていないということが、今、あらあらの数字をお聞きして、そのことは指摘できるんじゃないかなというふうに思います。何も佐賀県が悪いとか言っているわけではありません。国のやり方そのものが、ちよつと問題ではなかったかなというふうに私は思っているわけです。

次に、今年度、令和七年度から有明海再生加速化対策交付金の事業も行われます。先ほど御答弁いただいたように、二枚貝等の資源回復のために様々な取

組を行ってこられましたけれども、漁業者の皆さんは、これだというふうな、よくなっているという実感がつかみ得ないでいると。そして、回復にはまだ至っていないというような現状があるわけです。

この有明海再生加速化対策交付金は、国がいわゆる諫早湾干拓の潮受け堤防の開門はしないということを前提にして、百億円を潮受け堤防開門の代わりに交付金として出すという約束のものから出されている加速化交付金だと思います。ただ、これは令和七年から十年間、つまり令和十七年までで百億円。しかも、有明海四県に分けていくということで、一県二十五億円ぐらいしか来ないわけですね。それが年間二億五千万円ぐらいにしかならないというふうに私は認識しているんですが、県は、この有明海再生加速化対策交付金について、私が出したような認識と同じように思っているのかどうか、そのあたりも御説明いただきたいと思えます。

○横尾水産課長 有明海再生加速化対策交付金について、先ほど委員が述べられたように、四県で十年間で百億円、年間に直すと佐賀県には二・五億円と。もちろん額の大きさというところは、それをいかに上手に活用するかというところにかかっていると思いますので、我々としては、漁協さんが自ら実施するこの事業の意義とかも含めて、連携してやることで、その事業は予算規模は様々なあるんでしょうけれども、目的は有明海の再生を加速化させるというところでありますので、一生懸命連携して、それが有効に活用できるように、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○武藤委員 今年度は、どんなことに取り組まれるんでしょうか。

○横尾水産課長 有明海再生加速化対策交付金の今年度の取組についてお答えいたします。

この事業は、国から有明海漁協に直接交付されるものでありまして、漁協自

らが有明海再生のために、これまでの調査や技術開発などの知見を活用して、漁場環境改善や経営改善に取り組む事業となっております。

令和七年度、初年度の取組については、今、有明海漁協さんが現場の意見、現場の意見とは、各支所からの意見等を聞いて具体的な内容について検討されているというふうに聞いております。現段階では、採苗器設置や種苗放流のほか海底耕うんなど、主にサルボウの資源回復に注力した取組を検討しているというふうに聞いています。

先日、六月二十四日、漁協の本所で支所の担当者の方々を集めて意見交換会とか会議を開かれております。県の水産課の担当も参加して、その状況等は聞いてきていて、非常に積極的な、いい会議だったというふうに聞いております。

以上です。

○武藤委員〓今、課長からも御説明いただきましたけれども、県が直接お金を握っているわけではなくて、漁協のほうに回って行って、そして、漁協から各支所の声を聞き、あるいは漁業者の声を聞き、事業を検討していくという流れになっているようです。申請を受けて漁協が決定するという形を取るんだと思うんですね。

その場合、開門しない場合に来る加速化対策事業ですから、そういう理由でもって開門せよという立場を取ってきた漁業者、または裁判等に参加していた人たちにも、要請すれば公正に事業費として認められるんでしょうか、どうなんでしょう。

○横尾水産課長〓今の御質問は、この加速化交付金が開門の手を下ろす代わりに措置されたものであるので、開門を言っていた方々に、こういった予算が行かないんじゃないかということを心配されていることだと思います。

その点に関しては、漁協の組合員の方で一緒に取組を行う者に関しては、当然、この交付金の要件になりますので、そういう方々が参加できないということ

とはないと認識しております。

○武藤委員〓公正な立場でもって漁協もこういった事業に関して対応してもらいたいということをこの議会で申し上げておきますので、皆さん方も何らかの問題が起きないようにしていただきたいし、起こったときには、やっぱりそこは正していただきたいと、そのように思っておりますが、いかがですか

○横尾水産課長〓私も、そのように思いますし、国としても、この事業に関しては有明海再生の加速化を目的としてやっておりますので、今、言われた委員からのお話に関しては、しっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員〓よろしくお願いいたします。

今、加速化対策交付金を言っておりますが、本当にこれ、年間二億五千万円で十年間で二十五億円ということで、本当に加速化という言葉が適切なのかどうなのかというふうに思うんですね。十年以上、二十年近くやってきて、特措法の対策でも前進が明らかに見られないという中で、この加速化交付金を足してやっても一向に変わらないというふうになっていくのではないかと心配なんです。これからの十年間は、従来型にプラスして、この加速化交付金もという事業を進めるといふふうに考えてよろしいんでしょうか。

○横尾水産課長〓今後の取組に関して、既存の事業と連携して、どちらの事業も上手に活用しながら、漁協とさらに連携を強めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○武藤委員〓次に、今後の取組についてですが、二枚貝を中心とした水産資源を回復させることが、有明海のノリ生産を安定化させることにつながっていくというふうに思っているんですけれども、本来、潮受け堤防の水門を開けることがされていないということが大問題だと思うんです。私だけでなく、多くの

漁業者、学者、そして県民の指摘でもあると思います。せめて二枚貝を回復させ、ノリ生産の安定化につなげていただけたらと考えています。

二枚貝の資源回復に向けて、今後、どのように取り組んでいられるんでしょうか。

○横尾水産課長 二枚貝の水産資源の回復に向けて、今後の取組についてお答えいたします。

タイラギやアサリなどの二枚貝は、厳しい資源状況が続いており、これらの資源を回復するためには、今、問題となっており、気候変動に伴う漁場環境の変化に対応しながら、国と有明海沿岸四県で連携し、母貝の集団を増やしていくことが重要というふうに考えております。

そのため、これまで有明海再生事業で行ってきた稚貝の放流や移殖、サルボウ殻の散布による漁場環境の改善などに加え、県独自で令和五年から実施してきます千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うんも継続して実施し、二枚貝が生息しやすい環境を整えていくこととしております。

国と有明海沿岸四県の連携については、災害リスクの備えとして豪雨に伴う海水の低塩分化により、アサリやタイラギの母貝が大量に減少した場合、他県から母貝を融通できる体制を整えており、本県としても、母貝集団を減らさないよう、しっかりと役割を果たしていくこととしております。

さらに、今年度から国の有明海再生加速化対策交付金を活用して有明海漁協が実施する有明海再生に向けた取組については、先ほども述べましたように、より効果が発現できるよう、しっかりと連携して取り組んでいきます。

今後とも、漁協や漁業者の皆様をはじめ、国や有明海沿岸四県で連携を強め、現場の実情に寄り添った取組を進めることで、有明海の漁業振興にしっかりと取り組んでいきます。

以上です。

○武藤委員 今、決意も示されたんですけども、佐賀県の中の有明海再生を象徴するような二枚貝というところ、やはりタイラギだと思っんですね。このタイラギが、このところ、ずっと漁ができていないということで、加速化対策事業のメニューに挙がっていませんよね。先ほど、課長にしっかりと御説明いただいたんですけども、メニューに挙がっていないということは、これまでずっと漁がやまっていたということもあるんだらうというふうに思っんですね。従来対策でも成果が上がっていないから加速化対策にも載らなかったのではないかなというふうに私は思っているわけです。

そこで、ちょっとお示ししたいのは、これ、少し小さくてごめんなさい、パネルを作る時間がなかったので。これは有明海のタイラギの状況です。(資料を示す) これは水産振興センターから頂いた資料ですが、平成十四年に短期開門調査というのが行われました。この短期開門調査は、二十日間ぐらいの開門だったんですけども、締め切られたのは平成九年から十年にかけてだったと思っんです、工事をされていて締まった。そして、その後、数年間、もう全くゼロでした。ところが、平成十四年の短期開門調査の後、黒い丸が幾つも、何年間も現れているということ、開門調査をしたからタイラギの卵も産まれ、そして生息して、成長して、漁につながっていったというふうに思っんです。ここに幾つもの黒丸がついているのを見ると、心強い気がするんですけども、本当に開門してほしいという思いが漁をなさっている皆さんたちから起こるのは当然のことなんです。

皆さん方も、漁業者のお声も直に聞いていただいて加速化対策の事業はするとしても、やはり現場の声をしっかりと聞いて、何が一番いいのかということもぜひ考えていただけたらなと思っんですが、じかに漁業者の方たちの声をお聞きいただけるでしょうか。

○横尾水産課長 現場の声を聞くということですが、農林水産

部長から、常に現場に行って現場の声を聞いてきなさいというふうに言われて  
いますし、我々としても、それを常に実行して現場に足を運んで、私も自ら漁  
業者の方の声を聞くということはやっておりますので、これは継続してやって  
いきたいと思っています。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ私も、有明海再生については、漁業者の皆さんとともに、本当に  
再生を勝ち取っていききたいなという思いでありますので、今日だけの質問には  
終わらないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

次に、玄海の漁業振興についての質問に移ります。

同じ佐賀県でも、唐津、そして呼子の鮮魚は、他県から遊びに来た人から「本  
当においしい」と、とても喜ばれております。先日、団体ツアーのお客さん  
がイカの活き造りを食べて、とても喜んでおられました。玄海地区は、リアス  
式海岸が続く、砂浜も点在し、対馬暖流の影響を受ける外洋性海域や、唐津湾、  
飯屋湾など内湾性の漁場など多様な漁場があつて、漁業そのものも、釣りだけ  
ではなくて定置網や海士漁など多種多様な漁の方法で、種類も多い新鮮な水産  
物として有名になっております。ところが、最近では、燃油高騰に伴うコスト  
も上昇するなど、漁家も本当に苦しい状況です。加えて、魚やイカ類も減って  
いるというふうに心配する声もあります。

そこで、玄海地区の海面漁業の全体生産量の推移についてお示しいただきた  
いと思います。

○横尾水産課長 Ⅱ玄海地区の全体の漁獲量の推移について、直近五年間でお答  
えさせていただきます。

令和元年から令和五年までの直近五年間の推移を佐賀県農林水産統計で見ま  
すと、令和元年に三千六トンであったものが徐々に減少し、令和五年には令和  
元年に比べて約二二％減少の二千三百三十六トンとなっております。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ本当に減っていると思います。スルメイカとか、ウニ、ナマコな  
どはどうでしょうか。

○横尾水産課長 Ⅱスルメイカに関しては、農林水産統計の項目ではイカ・タコ  
類となっております。イカ・タコ類の漁獲量の推移については、令和元年が四  
百八十九トン、そこからほぼ横ばいで推移し、直近の令和五年は四百四十六ト  
ンとなっております。

それから、ウニ類に関しては、統計の項目としては、その他になっておりま  
す。その他の推移に関しては、令和元年が百三十九トンで徐々に減少傾向にあ  
つて、直近の令和五年は六十九トンとなっております。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ今お聞きしたスルメイカとかウニとか、そういったものは本当に  
唐津で味わうのが一番おしいと、どなたもそうお感じになっていらつしやる  
と思うんですけど、そういった水産資源が減っているということは、とても残  
念なことだと思っております。

どういう理由によるものだとお考えでしょうか。

○横尾水産課長 Ⅱ漁獲量の減少要因についてお答えいたします。

漁獲量の減少については、様々な要因があると考えられます。近年におきま  
すと、特に地球温暖化などの気象変動に伴う漁場環境の変化が主な要因とい  
うふうに考えております。例えば、これまで見られていなかった南方系のウニの  
仲間であるガンガゼが増加し、魚介類の産卵や生育場所となっている藻場を食  
い荒らし、磯焼けが進んでいます。こういった要因とともに、魚類、イワシ類  
等、イカもそうですけれども、大きく回遊するような生物に関しては、黒潮や  
対馬暖流といった海流の変化などにより、多くとれる場所、漁場が変化してい  
る。遠くなつていて、とりに行きにくい、そういったことが要因として可能性

があるというところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ藻場の磯焼けなども、今、課長からお示しいただきました。私は、これまで玄海の豊かな海を守るために海砂採取をやめるよう、極力減らすよう求めてきたんです。建設現場に必要なものとしてとり続けてこられているんですけれども、海砂を採取されると魚類が卵を産む藻場に砂ぼこりがついて産卵できなくなるという指摘もあります。

この委員会では、海砂の担当である河川砂防課がおられませんので、河川砂防課からいたいた資料を皆さんにお示ししたいと思います。玄海地区の海砂採取の実績ですが、(資料を示す)令和二年は八十六万三千二百九十六トン、そして、令和三年に八十五万二千三十四トン、令和六年は七十九万五千七十九トンというふうに少しずつ減らしてこられてはいるんです。でも、私が最初にこれを取り上げたときは、ずっと百万トンとついているという状態が続いていて、そのことを指摘し続けて、ようやく減らすようにはなっただけでいるんですね。

この海砂の問題でいえば、産業政策課にお聞きすることになると思うんですけど、この業者は、唐津湾海区砂採取協同組合というふうに名乗っておられるようなんですけれども、協同組合としての届け出、手続をしているというふうに思います。

いつから届けがされていたのか、つまり、設立時ですよ、協同組合としての要件がどのように満たされているのかお示しいただきたいと思えます。また、現在の組合員数の状況はどのようになっているかもお示しくください。

○横町産業政策課長Ⅱ唐津湾海区砂採取協同組合の設立時期、組合員数などについてお答えいたします。

県では、中小企業等協同組合法に基づきまして、唐津湾海区砂採取協同組合

の設立の認可をしております。当組合からは、昭和四十四年十二月八日に設立の認可申請がございまして、同年十二月十三日に認可を行っております。その後、同年十二月二十日に設立の登記がなされております。設立の認可の手続でございしますが、県といたしましては、定款あるいは事業計画の内容を審査し、事業を行うために必要な経営的基礎、こういったものについて審査を行い、認可をしております。

また、設立時の組合員数は、五事業者でございます。今年、令和七年三月に提出されました決算関係書類によりますと、令和六年十二月三十一日時点での組合員数も五事業者となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ最近の五事業者というのは、設立時の五事業者なのか。また、その内容について分からないのか、そのあたりをお示しただけならと思うんですが。

○横町産業政策課長Ⅱ設立時の五事業者につきましては、申請書類に五事業者の法人名、代表者名等が記載されております。ただ、現在、報告を求めております決算関係書類には、この組合員数の数が五という形でしか載っておりませんので、現在、どの構成メンバー、組合員がいらっしゃるのかというのは、把握はしていません。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ分かりました。この業者は、採取に係る採取料を県に納めているようなんですね。大体一億四千万円ぐらい納めているというふうに聞いております。そして、海砂を採取するためには、採取補償料として漁協にも協力金が支払われているようです。佐賀玄海漁協と、それから屋形石漁協、小川島漁協、外津漁協、仮屋漁協、大浦浜漁協、こういった漁協がありますけれども、生産者支援課にお聞きします。決算書にもこういうことが報告されていると思

ますが、それぞれ幾ら受け取っておられるのか、つかんでいらつしやいますか。

○鶴澤生産者支援課長 海砂採取に係る協力金についてお答えします。

玄海地区の六漁協が唐津湾海区砂採取協同組合から受領している協力金は、令和五年度における実績で、佐賀玄海漁業協同組合が九千五百九十一万九千九百円、屋形石漁業協同組合が四百五十万円、小川島漁業協同組合が千九百八十四万七千七百円、外津漁業協同組合が百五十万円、仮屋漁業協同組合が百五十万円、大浦浜漁業協同組合が百五十万円となっております。

以上です。

○武藤委員 ありがとうございます。それで、これを合計すると一億二千四百七十五万九千六百円になるわけです。この業者は、県内の漁協に協力金を払うだけでなくって、福岡県内の漁協にも年間二千四百万円払っているということ。合わせる、今示していただいた令和五年度で一億四千八百七十五万九千六百円というふうになるわけです。

今、漁協の組合員のほうから疑念の声が寄せれております。そして、いろいろと声を出して情報交換などもされているようです。これが支払っている砂組合のほうの採取補償料というのは、令和五年で一億八千三十七万六千九百二十五円になっています。これもこの組合の決算書で明らかになっているわけですが、その差額がなんと、先ほど私は数字で示しましたけれども、三千六百一十一万七千三百二十五円あるわけで、一体この三千六百一十一万円がどこに行つたのかが分からないということで、少なくともこの五、六年、令和五年のように不明金として毎年三千万円あるというふうなことが指摘されています。これ、漁協の組合員さんから、何か不正があるのではないか心配だという声も起こっているようですので、どちらがどうなのかは分かりませんが、担当は産業政策課になるのかなというふうに思うんですけども、ぜひこれ、説明していただく努力をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか、御見

解は。

○横町産業政策課長 委員おっしゃるとおり、決算書を見ますと、採取補償料が一億八千万円程度となっております。先ほどの三千万円程度については、内部でどういった形で把握できるのかというのを少し検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○武藤委員 検討していくということで、差額金が三千万円ぐらいあるということも分かっているというふうなことでおっしゃっていただいたので、ぜひぜひそちらのほうで何らかの対応をお願いしたいと思います。

いくら漁協が採取料をもらっていたとしても、海の中の環境が悪化して藻場も悪くなり、おいしい魚介類がどんどん少なくなっていくのでは困るわけです。唐津の魚介のおいしさは、県民にとって本場に誇りです。採取料ありきではなく、河川砂防課との関係もあるかもしれませんが、漁業を第一に考えていただくように問題提起としておきたいと思っております。くれぐれも採取料ありきになつてはならないということも言い添えておきたいと思っております。

漁業経営の改善に向けた取組について、次にお尋ねしたいと思います。冒頭述べたように、漁獲量の減少や燃油価格の高騰など、漁業を取り巻く環境は厳しいということが分かっておりますし、県は、漁業経営の改善を図るためにいろいろ取組もされていらつしやると思っています。

水産資源の回復に向けては、これまでどんな取組を行つてこられたんでしょうか。

○横尾水産課長 水産資源の回復に向けた取組についてお答えいたします。

県では、これまで主要な魚介類の種苗放流や漁場環境の整備などを実施しております。このうち、種苗放流については、ヒラメやクエに加えて、近年では単価が高く藻場の減少などにより漁獲量が減少しているアカウニなども新たに実施しておるところでございます。

漁場環境の整備については、水深五十メートル程度の沖合漁場では、魚介類資源の維持回復を目的として、コンクリート製のブロックなどの増殖礁を海底に設置し、魚介類の餌となる生物を増やす取組を行っております。

また、おおむね水深十メートルよりも浅い沿岸漁場においては、藻場の保全を目的として藻場の減少要因となっているガンガゼ等の駆除に重点的に取り組んでおります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱよろしくお願ひします。

また、今、スマート化というようなことも言われておりますが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○横尾水産課長Ⅱ漁業のスマート化に向けた取組についてお答えいたします。

燃油や資材価格の高騰に伴う操業コストが増加していることから、県では、操業の効率化を目的とした漁業のスマート化の取組を進めております。

具体的には、イカ釣り漁業では、水温や潮の流れなどの予測情報を漁業者の方々に提供し、出漁の判断や漁場の選定の手助けをする海況予測システムを開発しました。

また、定置網漁業については、海底に設置する網の張り方や、網周辺の潮の流れや海底の起伏などのデータを基に、漁獲効率が上がるような網の形状や漁場の選定なども検討しております。

その結果、イカ釣り漁業でこの海況予測システムを使用している漁業者の方々からは、「釣れる時間帯の目安になり、操業時間と燃料費の削減につながる」や、「しけが続き操業場所の選定に必要な情報がない場合に役に立つ」などの声が聞かれております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱありがとうございます。これからどうしたら玄海の漁業振興が図

れるのかお聞きしたいと思ひます。

県民はもちろんのこと、観光客に喜んでもらうためにも新たな取組が必要だと思ひます。先ほど指摘した海砂の問題、節度ある対応をよろしくお願ひいたします。それもしていかねばなりません。同時に気候変動に対して新たな取組も必要ですが、どんなことをお考えでしょうか。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

玄海の漁業振興のためには、これまで取り組んできた水産資源の回復やスマート化による漁業の効率化に加え、近年の気候変動に対応した新たな取組を推進していくことが重要というふうに認識をしております。

今年度から新たに、気候変動に対応しながら収益性の高い漁業経営を目指す実証的な取組を地元の漁業者の方々と連携して開始しております。例えば、イカ釣り漁業においては、気候変動による高水温などの影響により、ケンサキイカがとれる漁場が従来よりも遠くなり、漁獲して港に戻るまでの鮮度維持が難しくなったり、昔と比べてとれる時期が短くなっているなどの新たな課題が発生しております。

このことから、船の生けす内の温度を一定に保ち、とれたイカを生きたまま持ち帰るための鮮度保持技術の開発や、イカがとれない時期にイカ以外の漁業、魚種を漁獲する、いわゆる複合経営について検証しているところでございます。

玄海地区の漁業者の方々が、意欲と希望を持って漁業に従事でき、次の世代に自信を持つてつないでいけるよう、漁業者の方々と漁協、市町などの関係者と一体となって玄海の漁業振興にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ大変なことが多いと思ひますけれども、ぜひぜひ頑張っていたいて、唐津の海をさらに誇りとして多くの方に喜んでいただけるように取り組んでいただけたらと願ひしております。

最後に、私、玄海の漁業者の方から来たお手紙を少しだけ読み上げたいと思います。先ほどの海砂のお金の問題です。情報開示がされていなくって、組合員の中でも不信感が広がっているということなんですね。つきましては、佐賀県監督当局、つまり産業政策課というふうに思いますし、生産者支援課も含まれているというふうに思うんですけども、佐賀玄海漁業協同組合に対し、受取口座の全容及び資金の流れを開示するよう、御指導いただきたいということと、それから、砂採取組合の問題についても明らかにしていただきたいというふうなことが書いてあります。本件に関し、組合員有志一同は適正な監査と説明責任の履行を求める立場であり、県当局の迅速な対応をお願いいたします。佐賀玄海漁業協同組合有志一同、ということでお手紙が来ておりますので、そのことも今後、頭に入れて御指導をよろしくお願いしておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○定松委員Ⅱ それでは、定松一生が委員会の質問をさせていただきます。今回は、一般質問もいたしましたので、なるべくかぶらないようにということで四問を提示させていただきました。

まず、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金についての質問でございます。今、県内の雇用情勢は、直近の四月の有効求人倍率一・二八、四十六カ月連続で一・二倍を超えるという高い水準で推移しておりますが、県内企業においては、人材確保が課題となっているという表れであると思っております。このことは、全国的な少子化でもありますけれども、佐賀県としては若い人材が県外へ逃げている表れでもあります。県内の企業がしっかりと若い世代をキャッチして県内で働いていただくということが課題かなというふうに思います。

また、折からの原材料、エネルギー価格の高騰など、中小企業・小規模事業者が多く占める県内においては、大変厳しい経営状況となっております。本県産業の発展、成長のためには、県内企業の生産性、付加価値の向上を図って賃

金上昇の原資を確保させ、賃上げをしやすい環境づくりが重要と思っております。

そのような中で、県は、令和五年十月から「佐賀型賃金UPプロジェクト」を立ち上げて、令和七年二月からは「NEXT賃金UPプロジェクト」として、企業の生産性や付加価値の向上に取り組まれているというふうに聞いております。

先日、本プロジェクトの一環として実施された第四弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金につきましては、多数の応募があり、事業者のニーズが高い補助金を準備していただいたことを高く評価する一方で、不採択となった申請者も多かったことから、今後もこのような事業を継続してほしいというふうに考えております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

この補助金については、ニーズが高いものの、補助金の目的や概要についてのようになっているのか、この補助金の概要の説明をお願いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の目的及び概要についてお答えいたします。

まず、本補助金の目的でございますが、原材料やエネルギー価格の高騰や人材不足など、県内中小企業が厳しい経営環境に置かれている状況の中、物価の上昇を上回る持続的な賃上げに向けて、その原資を生み出すために企業の生産性向上に向けた取組を支援するものでございます。

次に、本補助金の概要でございますが、事業場内最低賃金を5%以上引き上げることを要件といたしまして、企業が実施する生産性向上の取組に対して、補助率三分の二、中小企業の補助上限額を二百万円、また、賃金を一〇%以上引き上げた中小企業につきましては、上限額を四百万円として支援するものでございます。

今回の補助金で対象となる具体的な取組事例といたしましては、業務効率化

を目的とした生産管理システムの導入ですとか、売り上げ向上を目的としたE Cサイトの制作などがございます。

なお、本事業に要する予算ですが、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しているものでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ佐賀県の中小企業生産性向上支援補助金の採択状況について伺いたしますが、先ほど申された概要につきましては、5%以上賃金をアップした企業には三分の二、しかも二百万円を支援する。そして、一〇%以上の賃金を引き上げた中小企業につきましては、四百万円を上限として支援する。実に、企業側からするとおいしい事業なんですね。これはぜひとも参加したいというのが経営陣の心境かと思うんですよ。私さえ、そう思ってしまうんです。

この採択状況について、今年度の実績というのはどのようになっているんでしょうか。

○野崎産業人材課長Ⅱ本補助金の採択状況についてお答えいたします。

本補助金には多数の応募がございまして、合計で三百十六件の応募をいただいたところでございます。審査の結果、そのうち百三十四件を採択いたしました。予算額二億七百六十七万円に対して二億七百三十八万九千円の交付決定を行ったところでございます。

これだけ多くの応募をいただいたということは、本補助金が企業にとって必要とされるタイミングで、なおかつ企業のニーズにマッチしたものであったと、そういうふうの評価をしておりますが、一方で予算の制約もございまして、不採択が百八十二件、申請額の総額が約二億四千万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員Ⅱ先ほど述べましたように、おいしい事業でありますから、しかも、

国が一〇〇ということでもあります。不採択となった事業者、これは実に百八十二件、そして要望額としては二億四千万円というのが上がってきた。エントリーした人だけでも、不採択となった。実に残念な気がするんですね。

その方々に対するフォローが必要と考えておりますが、県として、今後どのような支援を行っていくのかお伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ今回、採択されなかった事業者へのフォローについてお答えいたします。

この不採択となった事業者に対しましては、「佐賀型賃金UP支援チーム」の活動を周知いたしましたして、国の補助金ですとか、あるいは県のほかの補助金の活用、また、収益力向上に向けた取組についての相談を促していきたいと考えております。

この「佐賀型賃金UP支援チーム」というのは、県が実施する「佐賀型賃金UPプロジェクト」の一環といたしまして、中小企業診断士などの専門家が企業を訪問し、業務改善に向けたアドバイスなど支援を行っているものでございます。こちら、補助金についても、活用方法から申請書の書き方まで企業に寄り添った対応をいただいているところでございます。

また、現在、県では、国が実施しております業務改善助成金への上乗せ補助の募集も開始しております。まずは、国の業務改善助成金の活用が図られるように、しっかりと周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱフォローはぜひとも必要で、この支援事業の告知が原因となつてどうか、そうであるならば、うちの会社も賃金を上げるといふふうな決断をした事業者が多いと思うんですよ。結果的に採択されなかったというのは、実に残念な結果であります。

そして、今、申されましたこの決定額というのが二億七百万円程度、そして、

この予算額というのは二億一千三百万円、その差は六百五十万円あります。そして、チャレンジ支援事業も、これは五十六万円程度の未使用事業といえますか、未達しているという状況であると思います。せっかくの予算枠がありながら、しっかりと使っていないということも、それに到達するまで指導ができなかったのかなというふうな思いがするわけであります。

そして、今回の勉強会資料の十七ページに示されておりますが、「物流二〇二四年問題対策事業費」とか「工業用LPガス料金高騰緊急対策事業」、これらはまだ提出期限が来ておりませんでしたので、交付決定額になってないんですね。それらの後発事業についても、しっかりと企業に寄り添って、そして、できるだけ多くの県内企業の方が喜んでもらえるような対策を取っていただきたいと思うのであります。

そのことを申し添えて、今後のこのような事業の見通しにつきましてもお伺いをさせていただきたいと思っております。

○野崎産業人材課長 今後の事業実施の見通しについてお答えいたします。

今後も、原材料費、エネルギーコストの高騰が見込まれる中で、それでも持続的な賃金の引き上げは必要であると考えております。企業にとっては、一時的には痛みを伴う場面もあると考えておりまして、その対策が重要でございます。

本事業につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した事業でございます。今後も国の施策をしっかりと注視いたしまして、交付金が確保できれば積極的に予算化を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員 〓これ、ちょっと踏み込んで質問させていただきますが、先発で漏れた方々、後発で何か出される事業があれば、その方々には優先的な対応とい

うのはできるんですか。

○野崎産業人材課長 〓今回漏れた方々に対して今後実施する事業で優先的な採択ができるかというお尋ねでございました。

事業の詳細といえますか、要件あるいは条件につきましては、いずれにしましても、今後、交付金が確保できて、この事業が実施できる際にしっかりと検討してまいりたいと思います。その際にはこれまで実施してきた事業の状況ですとか、今回、不採択が多かったという事情もしっかりと勘案した上で、どういった対応ができるかというのは、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○定松委員 〓なぜ踏み込んで言うかという点、実質、不採択になった事業者の方は、料理でいうと臭いだけ臭いで料理を引つめたということと一緒なんです。そのくらい悔しい思いをしている方もいらっしゃると思います。ですから、賃金を上げたその期間とか、いろんな確約があると思うんですが、そういったことも含めて、前回漏れた方々にはきちつと説明をして、ここが駄目だったからとか、そういったところを改善しながら次の事業にのせてやるというのも寄り添った形だと思うんだけど、その点についてどう思われますか。

○野崎産業人材課長 〓こちらも今回採択されなかった事業者へのフォローの環境ということで、どのように寄り添っていくかというお尋ねだったかと思っております。

先ほど少し御説明させていただきましたとおり、我々、「佐賀型賃金UP支援チーム」というものを委託をしております。中小企業診断士の専門家の方々が中心となって、その補助金の使い方ですとか、申請書の書き方をしっかりと寄り添った形で支援をさせていただいているところでございます。こちら、この支援チームの存在を今回不採択になった事業者の方々にも改めてお知らせいたしました。そういった点が改善できるのかとか、どういった補助金がさら

に活用できるのかといったところを改めてフォローしていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員〓その答えが欲しかったわけであります。県内事業者も今まで苦境に立たされながらしつかり頑張ってきたと思うんですが、そういったフォローを伴走的にさせていただいて、不採択の方々については、事業を変えてでもと言われましたので、佐賀県が打ち出す支援事業に乗り換えてということになりましようけれども、それだけ取り組んだんだから、その結果が出るような対策をしつかり取っていただきたいというふうに思いました。

次に、問二の産業技術学院の項目に入らせていただきます。

平成八年に設立されました産業技術学院は、県立の職業能力開発校として、毎年、多くの修了生を輩出しております。その多くは県内企業に就職し、即戦力となる技術者として活躍しております。

私自身、視察等で度々、産業技術学院を訪問しております。学院生の皆さんからは、廊下ですれ違ったら大きな声で挨拶をしていたきますし、すがすがしい気持ちになるわけですね、頑張っているなという感じがいたします。

院内には、学生が制作した展示物、技術力の高さを感ぜられるような作品があります。そして、いろんな分野で先端技術の製作機械といましようか、そういう設備も充実しているなというふうに思うわけであります。

また、産業技術学院祭などもあって、父兄さんや兄弟、子供たちも一緒に見に来て、いろんな展示物、そして、特に板金工作とか木工工作といったもので親しみやすいような環境がつけられております。私は、カブトムシのブローチを自分でプレスして作って、それを持ち帰りました。そういうものがありませんでした。

また、近年では、女子生徒の研修生の数も多くなっているなという感じが

いたします。木工やデザイン、そういった部門で女性の活躍が増えているんだなというふうな気がいたします。車の整備においても、最近のニーズに合った研修内容であるというふうに感じたところであります。

私の友人、同じ白石町に住んでいますが、その息子さんも産業技術学院で数年前に学んでおります。私の友人は建築業、大工さんで、私と同年代です。そして、息子さんが高校を卒業して、そのときにはまだまだ頑張るぞというふうなことで、息子さんは名古屋の自動車関連の会社に就職しております。いずれは自分はおやじの跡を継ぐというふうな意思もあつたようでございます。

そういったこともあつて実家の建設業を継ぐために数年前に産業技術学院の情報を基に入校いたしました。おやじから習うより、よっぽど頭に入ると思うんですよね。そして学院内で学んだこと、そしてあそこは通学ですから五時、六時に帰ってくるんです。おやじも現場から帰ってくる。帰ってからいろんな話をして、現場小屋でいろんな工作機械で習得するんですね。実に、めきめきと技術力を伸ばして優秀な成績でここを卒業、そして卒業後に家業である建築業を、今、立派に弟子離れをして、弟子離れというか、以前の弟子離れの方々よりも高い技術力を持つて家業を継いでいるということでもあります。

現在、様々な業界で人材不足が叫ばれている中において、県内業界における産業技術学院の果たす役割は大きいと考えております。また、技術革新は日進月歩、県内の企業が求める技術も変化していることから、絶えず変化と挑戦を続ける必要があると思えます。

まず、そういった状況の中で産業技術学院の役割等について改めて質問をさせていただきます。

産業技術学院にどのような役割を期待して設立されたのか、そして、今運用されているのかお伺いいたします。

○野崎産業人材課長〓産業技術学院の役割についてお答えいたします。

産業技術学院は、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校として設立されたものでございます。大きく三つの役割がございまして、一つは、技術者として就職を希望する者に対し、必要な知識や技術、技能を習得させ、産業の担い手を育成すること。二つ目は、離転職者に対して職業能力開発に資する多様なカリキュラムを準備し、再就職支援を推進すること。三つ目といたしまして、在職者に対して企業自らでは実施が難しい技能向上訓練等を実施することでございます。

産業技術学院は、時代のニーズに合わせて様々な訓練内容の見直しを行いつつも、一貫して職業能力開発の拠点として、そして、県のものづくり人材育成の拠点として即戦力となる技術者を県内企業に輩出するという大切な役割を担う施設であると認識しております。

以上でございます。

○定松委員〓それでは、それらを踏まえてどのような訓練が実施されているのか、幾つか御紹介ください。

○野崎産業人材課長〓産業技術学院で行われている訓練についてお答えいたします。

産業技術学院では、大きく分けて三つの訓練を実施しております。一つが、即戦力となる高い技術を備えた若手技能者を育成するために学院内で二年間の教育を行う施設内訓練。二つ目が、企業で働く方々の技能、技術のさらなる向上を目的とした実践的な訓練である在職者訓練、三つ目が、民間の教育機関等に委託し、離職者の再就職を支援するための職業訓練である委託訓練、この三つでございます。

このうち施設内訓練につきましては、建築技術・設計科、機械システム科、自動車工学科、電気システム科、木工芸デザイン科の五つの専攻科から構成されております。

建築技術・設計科では、建築を一から学び、設計技術者・現場監督・建築大工を目指す訓練。機械システム科では、ものづくりの仕組みを学び、小さな部品からロボットまでを作れる技術者を目指す訓練。自動車工学科では、点検や故障の診断ができ、お客様に満足いただけるような対応ができる自動車整備士を目指す訓練。電気システム科では、電気設備の設計・施工・保守を学び、現場で活躍する人材を目指す訓練。木工芸デザイン科では、木工に関する技術と知識を身につけ、県内各地の家具メーカーでデザイナーなどとして活躍する人材を目指す訓練をそれぞれ実施しております。

企業側からは、「学院は業界の将来を見据えて今後の人材育成について考えていただいている」といった声や、「就職をした修了生について技術的に大変満足している」という評価をいただいております。また、修了生からも、「在学中に資格取得で学んだことが大いに役立っている」という声ですとか、あるいは「社会人としての振る舞いや心がけも学び、専門以外で学んだことも役に立っている」と、そういった評価をいただいております。

産業技術学院で実施する訓練では、基本となる技術を重視する一方で、企業ニーズの調査やヒアリングを行いまして、必要な知識や技術を常にアップデートしております。例えば自動車工学科では、電気自動車ですとかハイブリット車、衝突安全システムやカメラ、レーダー、自動ブレーキに係る知識や技術を訓練しております。機械システム科では、品質管理現場の省力化、省人化のために導入されているデジタル測定器など、そういったものに対応する実習も実施しております。また、最近では、搬送用ロボット設備を導入いたしましたロボット制御実習も実施しているところでございます。

このような取組の結果、令和七年三月修了者の就職率は一〇〇%、県内就職率は九二%と非常に高いものでございました。今後も、技術革新や企業ニーズの変化に対応しながら、就職後の活躍も念頭に置いた訓練を実施してまいります。

いと考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ五つの専攻科それぞれにおいて、県内の企業からも大変喜ばれていると、これは成果が出ているということ。それから、産業技術学院が今まで目標に沿ってずっと伸びてきたものが、今の回答にあるように就職率は一〇〇%、そして県内就職率が九二%というふうなことで目的を達成しているのだなというふうに思っております。

このようなことで訓練の実施状況についてお答えになりましたが、いろんな課題も見えてくるのではないかとこのように思います。企業側のニーズでありますとか、先ほど申されました企業からの短期的な研修の委託事業の期的なものとか、在校生との絡みとかもありましょう。そういった内部的な課題をどのように把握されているのかお伺いします。

○野崎産業人材課長Ⅱ産業技術学院の運営課題についてお答えいたします。

産業技術学院は、職業訓練校でございますので、在校生の増減は、高校への求人状況など、景気の動向に左右されることもございます。多くの業界で人材不足が課題となっており、売り手市場となっている現在、入校者の確保が年々厳しくなっているような印象を受けております。

そのような中で、例えばオープンキャンパスであるとか、学院の方々による学校訪問等の効果もございまして、入校者の総数自体は堅調に推移しておりますが、その中でも機械システム科につきましては、入校者の確保に若干苦戦をしております。定員充足率は、過去十年間の学院全体の定員充足率の平均を下回っている状況でございます。

その理由といたしましては、人材不足が顕著な状況の中で、特に製造業の各社におかれましては、たとえ未経験者であっても、高校を卒業した子たちを採用し、自社での訓練を重視するといった傾向が強まっております。製造業各

社が高校生の新卒採用に力を入れていることが一因ではないかというふうに分析をしているところです。

以上でございます。

○定松委員Ⅱいろんな課題が出てくるものだなと思います。時代が進む中でいろんなニーズも変化してきているのかなというふうな感じがいたしております。この産業技術学院が県内業界に貢献していくために今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ産業技術学院の今後の取組についてお答えいたします。今後、産業技術学院においては、より企業ニーズに合った運営を実施していく方針としておりまして、まずは機械システム科の見直しの必要性を検討しているところでございます。

その内容といたしましては、基礎技能習得に特化し、溶接や機械加工など技能継承が危ぶまれているような訓練を重視することですとか、在職者訓練を強化して、企業単独ではなかなか手が回りにくい基礎的な技能訓練分野をカバーする、あるいはデジタル技術の活用や省力化、生産性向上に関する訓練を強化し、現場で改善を提案できるような人材を育成する。そういった方向性を考えまして、現在、関係団体や企業からヒアリングを行っているところでございます。

また、長期的な視点といたしましては、県内の子供たちに早い段階から産業技術学院のことを知ってもらうために、職業体験イベント「佐賀×Out of KidZania 2025」を開催するなど、これまでにないPRを行うっていききたいと考えております。

今後も、多様化する企業ニーズを踏まえまして、ものづくり業界で活躍するために必要な知識、技能を習得した即戦力となる技能者を育成し、輩出してまいります。

以上でございます。

○定松委員 Ⅱこの産業技術学院につきましては、立地条件も、ちょうど県内のど真ん中にありますし、佐賀県のどこからでも通学可能という利点もあります。そして、県が進めている企業立地ともいい関係を保ちながら、県内の人材のスキルを伸ばしながら、県内の雇用につなげていければという思いであります。

このことについては産業労働部長もいろんな思いがあるのかと思いますが、どのように感じられたのかお伺いいたします。

○井手産業労働部長 Ⅱ私からは、産業技術学院に対する私の思いについてお答えします。

ものづくりは、歴史的にも、そして今も佐賀県の誇りです。未来に向けた大切な柱です。県では、このものづくり産業をさらに盛り上げていくため、様々な取組を行っております。

そうした中で、産業技術学院はものづくりの即戦力人材などを育成する重要な拠点です。様々な実習設備や機器を備えた学習環境の中で、学院生たちは意欲あふれる指導員の下、日々、技能の習得に励んでおります。そして、直近の実績も、卒業後の就職率は一〇〇%、高い県内就職率も達成しております。

例えば、昨年も木工芸デザイン科の卒業生は、全員が諸富家具をはじめとした県内企業に就職しております。ほかの学科の卒業生も含めまして、県内企業の皆様に高く評価され、私自身も大変うれしく思っております。

今後、進化のための変化といえますか、県内企業のニーズに応じたカリキュラムの見直しや設備の導入など、必要な改善や機能強化に努めていきます。

課長も先ほど答弁しましたが、今年十一月には職業体験イベント「佐賀×O ut of Kidzania 2025」を開催する予定でございます。こうした機会も含めて、学院のすばらしさや取組を広く発信していきたいと思っております。

今、まさに社会のデジタル化が急速に進むなど、時代は大きく変化しております。こうした中にあっても、やはり重要なのは人です。人が基軸です。佐賀では、これからも産業技術学院を通じて、県の未来を支えるものづくり人材の育成に力を注ぎます。

私からは、以上です。

○定松委員 Ⅱ部長の意気込みも分かりました。県内企業の年々移り変わるニーズの調査、そして、子供たちが産業人材としてしっかり活躍できるようなフォローアップをしていかれたらと期待しているところでございます。

続きまして、三問目に入らせていただきます。農業の水利施設に係る質問であります。

私、白石平野地域と書いておりますが、周りから何で白石だけなのかという御意見もありましたので、佐賀県全般とさせていただきます。

それでは、佐賀平野地域における農業水利施設の保全管理について質問させていただきます。

本県で初となる全国土地改良大会の開催まであと四カ月というふうになります。十月十五日の開催となりました。佐賀県農業のさらなる発展に向けて佐賀県ならではの土地改良事業を全国に発信してもらいたいというふうに思います。

私の住む白石地域でも、国や県が主体となって、昭和八年から干拓事業がさされてきました。私の住む白石の有明干拓というのは、昭和二十八年から入植が始まった。まさに戦後の食糧難の時期でありました。当時は腰までぬかるんで田植えをしたとか、これは大変な自然との戦いであったというふうに思います。干拓の歴史というのは、私のおやじたちが干拓事業に、干拓のもう一つ上の集落からもたくさん、昔でいうと土方といましようか、土方として農業以外の収入を求めて干拓事業を成し遂げております。

この干拓の圃場整備、干拓から上の地域では十アール未満の田んぼも多かつ

たことから圃場整備がされております。圃場整備は大体昭和五十年ぐらいから始まったものであります。私も昭和五十一年に卒業して、その次の年は土地改良区で圃場整備の換地なども担当させていただいた経緯がございますが、それまでの農業者というのは本当に苦労されたというふうに感じておるところでございます。

また、平成二十五年からは、嘉瀬川ダムの水が私たちの地域まで届いたということであります。私は平成二十二年に県議会議員に初当選させていただいて、翌年、平成二十四年に通水が始まったというふうに記憶しております。試験通水が始まったのが、たしか平成二十四年、そしてダムの完成を見たのが平成二十三年だったというふうに思います。

このことによつて、平野部の地盤沈下が抑制されて農村環境は実によくくなりました。皆さんもぎりぎり御存じかと思いますが、例えば中学校とか役場とか、そういった公共施設にあつては、パイルで固定された基礎部分が地盤沈下によつてパイルが見えるような状況だったと。最高に下がったときは年間で十三センチ下がったときもあつたんですね。これは渇水期には相当量の地下水を揚げますので、そういったことがありました。そして、国道二百七号線は、昔は「ラクダの背中」といった表現がされて、地盤沈下の状況であつたというふうに記憶しております。

これらの農地や施設が農業の発展に寄与することを期待するとともに、これまでこの地域の整備に関わってきた先達の方々への感謝の気持ちを持ちながら、今後とも、水利施設をしっかりと活用して適正に保全管理していかねければならないというふうに思っております。

例えば、農道でありますと、そこまで上げればいいんですよ。だけでも、水路が下がって、例えば水利施設のゲートなどがそのまま抜け出ているというふうな状況もあろうかと思ひます。そういったことで、その保全には大変神経

を使うのかな、予算も使いながら大変だなというふうな思いもしておるところでございます。

白石平野地域では、これまでに整備された水門、水路等の水利施設については、現在、市町や土地改良区で管理されている。これは県営であっても、いずれは市町へ移管するというふうな状態でありますので、この水門の開閉装置、そしてコンクリート護岸が一部破損したままになっているとか、そしてゲートそのものが、例えば五門ぐらいのゲートがあれば一番右と左では二十センチぐらい傾いているとか、そういったゲートがたくさん存在している現状であります。そのような中で、地域農業の振興にとつて重要な施策になってくるというふうに思っております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

農業水利施設の果たしてきた役割を県はどのように捉えているのかお答えをいただきたいと思ひます。

○森農地整備課長 農業水利施設の役割についてお答えします。

水路や水門等の農業水利施設は、整備後、市町や土地改良区等により適正に管理されているところでございます。その役割には大きく二つあります。

まず、利水面では、農業用水を安定して農地へ供給する役割がございます。これまで農業水利施設などの整備と農家の皆さんのたゆまぬ努力によりまして、本県では、米、麦、大豆などの生産性が高まり、それに合わせてタマネギやアスパラガスなどの振興が広がりまして、本県農業の発展に大きく寄与してきたところでございます。

また、治水面では、近年の大雨時にはクリークの水位をあらかじめ下げること前放流により、流域での浸水被害が軽減されるなどの役割も果たしてきているところでございます。

こうした農業振興や地域防災の両面で重要な役割を持つ農業水利施設は、将

来にわたり、その機能を十分發揮していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ役割というのは、これはもう農業のためだというふうに思っております。また、農業のためでもあり、災害のためでもあるわけでありますね。そういった農業の水利施設を個人の家にたどえてみたいと思いますが、例えば家を造るとき、三千万円かかりましたよと、家主である定松一生は、その家を取得するわけです。その後は定松さん、あなたが管理してくださいと言われるんです。私が管理するのは、ひび割れとか、床材にニスを塗るとか、そういったことはできると思うんですが、屋根から雨漏りしてますねとか、柱がちよつと傾いて建具も合わなくなりましたねとか、そういう状況が来ている。家に例えると、そういう状況なんですよ。

この保全対策にはどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

○森農地整備課長Ⅱこれまでの取組についてお答えします。

農業水利施設の保全に当たっては、施設の規模や状況に応じて、管理者である市町や土地改良区等と役割を分担しながら、施設が持つ機能を維持させる対策に取り組み、維持管理コストの低減や施設の長寿命化に努めてきたところでございます。

具体的には、県が事業主体となった基幹水利施設ストックマネジメント事業により、受益面積百ヘクタール以上の基幹的な農業水利施設になりますが、これらの三十カ所の更新、白石平野でいきますと排水機場が主な施設になりました。九カ所の更新、補修を行ってきたところでございます。

また、市町や土地改良区が事業主体となった地域農業水利施設ストックマネジメント事業により、農地周りのポンプですとか水門、約二千三百二十カ所、白石平野でいいますと、農業の用水ポンプが約三百七十カ所、水門が約二百八

十カ所の更新、補修への支援。このほかにも維持管理適正化事業による水路のしゅんせつや簡易な施設の補修に対する市町や土地改良区への支援などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ私も地域でいろいろポンプの故障箇所やストマネの現場、そしてまた、維持管理適正化で形成された水路なども拝見はしております。これ、圃場整備の年限から逆算しますと、何年もたっていますから、していく事業というのは増えていくのだろうなという気がしております。予算に対して新たに工事をするとところがずっと増え続けているのではないのかなというふうな気がしますが、そこら辺の推移といえますようか、そういったものも含めてどのような課題があるのか。保全管理を進めようとする場合の課題、そして予算的なものでどのように考えておられるのかお伺いします。

○森農地整備課長Ⅱ保全管理に向けた課題についてお答えします。

まず、農地周りの地域農業水利施設ストックマネジメント事業のこれまでの推移でございます。

令和六年度の事業規模でいいますと、七億九千万円ほどです。十年前がどうだったかといえますと、約三億円ほどということで、大分老朽化が進み、こういった更新事業が増えてきているなというところでございます。

課題につきましては、これまで農業水利施設の保全管理については、管理者である市町や土地改良区と連携しながら、こういった取組を順次進めてきております。こうした対応をしてきたものの、先ほど委員からも御指摘がありまして、たように施設数が多くて、最初の整備から相当年数が経過し、老朽化が進み、維持管理に要する費用がかさんできているところでございます。

あわせて、農業の担い手の高齢化や減少、気候変動など、農業・農村を取り巻く状況が大きく変化しております。そのため、施設操作に係る労力が不足し、

負担が増大しているところも考えているところでございます。

こうした中、施設を適正に保全管理していくためには、地域での話し合いの下、将来を見据えて再編や統合、廃止などによる施設数の減量ですとか、水門操作等の省力化を図るための電動化や遠隔化などにより、維持管理に要する費用や操作の手間を軽減していく必要があると考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱまさに、今、森課長が答弁されたように、管理の省力化も含めて今後大変課題になると思います。昨年でしたか、大町の下潟のポンプを i P a d で操作をするというふうなところを見せていただきました。農業施設においても、例えば一人の排水員さんが二カ所、三カ所と管理をしている方がいらっしやるんですね。一つ一つ階段を上って合羽を着ながらゲートを上げるといった操作も、一元化して電動化につなげるとか、そういった事業、もうひとつ次世代型の水利施設にしていくな必要があると思うんですね。そういったところも御提案いただければと思います。

これに関連しまして私が常々思っておりますのが、嘉瀬川ダムの導水事業です。これは私が議員になりましたからすぐのこと、先ほど申しましたように、平成二十三年にできて、二十四年に試験通水、二十五年から正式に導水されました。その後、地盤沈下対策事業が平成三十年までで完了するんですね。白石平野までこの嘉瀬川の水が届いてよかったなと言つてもう久しく、十二、三年たっています。

この事業が開始されたそのまた二十五年ぐらい前に管が埋設されているんですね。事業開始年度のずっと以前から続いていた管路敷設に関しましては、国の事業で進められておりました老朽化が進んでおります。埋設してから、もう既に四十年ぐらいたっているような計算になりますのでね。

そういったことも含めて、これら国営の施設というのがどのような状態に保

たれているのか。そして、今後、どういう管理がなされていくのかということも併せてお聞きをさせていただきます。

○江口農山村課長Ⅱ白石平野地域の国営で造成しましたパイプラインなどの状況と、その管理についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、国が造成しました白石平野地区への導水路、こういったものにつきましては川上頭首工から六角川を横断するまで約三十キロの導水路が埋設されております。六角川を横断した後は、白石平野の白石町内に大体十六、七キロの導水路が埋設されております。

昭和五十一年から事業を開始しておりますが、開始直後に埋設された管もございませう。事業が平成三十年度に完了しておりますが、その間、機能の確認ですとか埋設された管の沈下状況などを確認しまして、現在、事業が完了いたしました管理がなされているというふうな状況でございます。

施設自体は国が所有しておりますが、今後、国も、九州農政局ですが、施設を適正に保全管理していくために再整備の必要があるのかとか、補修といったもので大丈夫なのかとか、そういったことを検討するための計画をこれから作成していくというふうに向っております。

県としても、この農業水利施設が適正に保全管理されまして、今後、効果を発揮し続けられるように、国に対してしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ国で造られたもの、それを事業年度の開始とともに県が見なければならぬというふうなことじゃなくて、やっぱり国が責任を持っていただくように、今、国において計画がされているというふうに向いました。県の予算を使うことなく、国でしっかりとされることが県にとってはいいことだなというふうには私は思っております。

六角川を導水事業で渡ったところは複雑な構造になっているんですね。これはサイフォン方式で来ております。しかも、二方所、通ってきているんですね。そしてまた、その先は地盤沈下が進んだところ、今なお、地盤沈下が少しあっている。埋設した時期というのは、まさに地盤沈下が継続中の工事でもあっているわけです。そして、江北では鉦害復旧事業がなされましたけれども、そういった影響を受けた構造物が地下にあると。実際、ダム完成よりもずっと以前から工事がなされておりますので、それは予算的には国に一方的に任せることとして、県でもしっかりと目を光らせていかれることを望んでおります。

今後、国との関係性を保ちつつ、しっかりと要望をしていただきたいと思いますけれども、そこらについての意気込みと申しますか、今後、しっかりとやっていくばいというふうな答弁をお願いしたいと思います。

○江口農山村課長 今後、しっかりとやっていくことに対して意気込みと申しますか、お答えさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたように、平成三十年に国の事業が一応完了しておりますので、その後、もう一回、今、調査を始めておりますので、その調査の結果をしっかりと見ながら、私どもとしても、どういうふうな再整備の在り方があるのかというふうなところについて、国に対してもしっかりと意見を、よりよい再整備計画となるような働きかけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○定松委員 分かりました。詳しくは申しませんがどうか、導水事業によって三里のところに分岐があります。そこにポンプがあつて、代かき時のような水の需要が増える場合には、あそこに動力でもって多い水量を送るといふふうになっております。これは通常の二倍が送れるような設計になっているようです。そういった水の需要期には、そこを発動させるんですが、どうも具合が悪いです。そういうことで、自然の力を借りてといいましょうか、川上頭首工のところは

海拔が十八・六メートルございます。三里のところでは、それから十メートルぐらゐあるそうです。白石平野がゼロとしますと、その落差をもって流れているといふふうになります。

先ほど申しましたように、水がたくさん要るときには、それにポンプをもつて圧送するという仕掛けになっておりますが、そのポンプが、できるだけ自然の流水に任せる省力的運転を重視しているのか、わざわざそれを使わんとしたふうなのか、どちらの方針でやっているのか分かりませんが、ポンプの具合とかいろいろなこと、完成時と同じ能力を発揮できるように県もしっかり目を光らせてほしいなと思います。そういったことを申し添えて、この質問を終わらせていただきます。

○弘川委員長 暫時休憩します。十三時をめぐりに委員会を再開します。

午前十一時五十四分 休憩

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○定松委員Ⅱそれでは、午後の部、一問を残しておりました。第四問目になります。有明海に限定したノリの安定生産に向けての問いに入らせていただきます。前段の武藤委員の質問にもありましたように、諫早湾干拓潮受け堤防の締め切り以来、二枚貝の漁獲量の減少、このことは漁獲量イコールそこに生息数が少ないということですよ。その二枚貝がどのような役目をおったのかということ、いま一度考え直さなければいけないというふうに思います。

タイラギ、アゲマキ、これはほぼ全滅というふうな状況であるかと思えます。稚貝は育つだけけれども、それがなかなか大きくならない。アゲマキに関しましては、ある年限を契機に一気に減少、一時は消息不明の段階まで来ておった。それがその後のいろんな努力によって稚貝が育つようになったんですね。そしてまた、水害を契機に、これがまたなくなつたということ、これはもう氣候変動の影響というふうに思うわけでありませぬ。

ノリの養殖においても、令和四年度以降、赤潮や少雨に伴う栄養塩不足、全域で色落ち被害が発生するなど、ノリ経営は一層厳しさを増しているように思えます。

このような中、国は、令和七年度に有明海再生加速化対策交付金を創設いたしました。また、今月十日には潮受け堤防からの排水対策として、有明海漁協が要望していた排水ポンプの増設と同等の効果があるとするフラップゲートの設置を発表されました。内容等については、詳細にわたる資料がありませんので、私どもも完成予想図ぐらいしか見せていただいていないわけですね。それは、漁業者の思いに込める事業となるよう期待したいというところでもあります。

県においては、赤潮の原因であるプランクトンを捕食する二枚貝を増やすな

どして色落ち対策に取り組まれている。このことは私も承知をしております。昨年度からはスミノエガキ、これは有望な、同じ期間でもかなり大きくなるというふうな、これは試食までしたんですが、これは産業化してもいいのかなというふうな思いもいたしました。

今後、スミノエガキを増やしていけるように漁協青年部とも十分協力をしながらなされると思えますけれども、その色落ち対策、そして、その他にはですね、システム船、これは、今までの角船での網を引っ張って、二人で、その漁業者の多くは夫婦で夜遅く、朝早くノリ摘みがあるんですが、このシステム船はですね、一人で十分。そういったそのシステム船についても、漁業者のニーズについては高まっておって、導入に向けた検討が進んでいると聞いております。

ノリの安定生産のためには、これまでの色落ち対策の取組を粘り強く継続していくことも必要であります。厳しい海況において、少しでも生産量を増やせるような新たな技術の導入なども必要となってくると私は思います。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

近年のノリの生産状況についてお伺いいたしますが、本県有明海における二十年間のノリの生産状況、これはどのようになっていのかお伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ近年のノリの生産状況について、ここでは生産枚数でお答えさせていただきます。

平成二十七年から令和六年度までの十年間の推移を見ると、平成二十七年から令和三年度までの七年間は、約十七・六億枚で推移していたものが、令和四年度から令和六年度までの三年間は約九・五億枚と半数近くまで落ち込んでいます。

以上、お答えいたします。

○定松委員Ⅱ大変厳しい、一時期は佐賀県でとれるノリというのは、連続日本一というのを更新しながら来ておつたと記憶しておりますが、大変厳しい時代になったのかなという感じがいたします。

それでは、令和六年度の漁期のノリ養殖状況について伺いいたします。  
令和六年、直近のデータはどうなっているのでしょうか。

○横尾水産課長Ⅱ令和六年度の漁期のノリ養殖はどのような状況であったかをお答えいたします。

令和六年度のノリ養殖は、開始直後に水温が約二十五度と例年より高く、種つけに苦労されたものの、その後、十一月までは水温や栄養などの海況はおおむね順調に推移し、一回目のノリの摘みとりまで、例年、被害を受けております。色落ちの影響は少ない状況でした。その後、十二月以降は少雨及び赤潮などの影響により、全域で栄養不足による色落ちが発生するなど、品質の低下が心配な状況となりました。一方で、全国的なノリの在庫不足などから平均単価は高く、秋芽網期の販売金額は約百五十七億円と過去最高となりました。

次に、一月二十三日からスタートした冷凍網期ですが、少雨及び赤潮などによる栄養不足の状況が改善されず、開始直後から全域で色落ちが発生するなど、厳しい状況になりました。

その結果、秋芽網五回、冷凍網六回の計十一回の入札による令和六年度の販売状況は、枚数が約九億六千万枚で、平年比六〇%、金額が約二百三十三億円で、平年比一〇四%となり、生産枚数、金額ともに三年連続で日本一を逃すこととなったところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ私は有明海の沿岸に住んでおりますので、ノリ業者の肌感覚というの、大体分かるんですね。特に西南部については、もともとから栄養塩の低下速度が早い、そして、それに伴って筑後川水系から見ると色落ちが早く、

そして、伸びも短い。ところによっては冷凍網を出して、そのまま成長しない、色落ちだけが進んでいくというふうな状況もあったなど、いろんな対策の急務の声を多く聞くところであります。

そういった赤潮の原因となるプランクトンを捕食する二枚貝を急速に増やすことが必要であるというふうに思います。もともとはサルボウが、その役目をしておつたのだらうというふうに思います。午前中の質問にもありましたように、減少率が一時期の生産量から一気に五%にまで減少するというふうなことは、これはゆゆしき問題どころか、自然体系が崩れていくと言わざるを得ないと思うんですが、二枚貝のスミノエガキ、サルボウ、そういったものの取組状況というのは、どのようになっていますか。

○横尾水産課長Ⅱ色落ち対策についてお答えいたします。

ノリの安定生産のためには、ノリの色落ちの原因となる赤潮プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復が重要であることから、稚貝の放流や漁場環境の改善等に取り組んできました。先ほど委員からお話があったように、サルボウに関しては、特に近年、豪雨に伴う海水の低塩分化の影響により激減しております。

このサルボウなどの二枚貝資源の回復に向けた対策、これはもう必要と考えておりまして、このため、令和五年度から二百万個のサルボウ稚貝を豪雨の影響が少ない十月から十一月頃、沖合で集中的に放流をしています。

また、底質の改善に向けた千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うんなどを実施しているところでございます。

また、令和六年度からは、低塩分に強く、豪雨の影響を受けにくいスミノエガキを増やすため、効率的な採苗技術の開発も進めているところでございます。

採苗技術の開発状況につきましては、これまで、より多くの稚貝がつく採苗場所の探索のため、早津江川や六角川、塩田川の河口域において採苗試験を

施しています。そのうち六角川と塩田川の河口域が有望な場所であるということを確認しております。

以上でございます。

○定松委員〓それぞれ河口域で養殖、稚貝を放して、それが大きく成長しているという、サルボウなんかは二年、三年で大きくなるんですね。大きくなっているという認識でいいんですか。

○横尾水産課長〓サルボウの放流後の成長状況についてお答えいたします。

有明海水産振興センターで放流したサルボウの生産状況は、放流した場所において順調に成長しているということを確認しております。

○定松委員〓サルボウは、昭和五十年代、それから恐らくでございますが、昭和五十七、八年ぐらいまでは相当量がとれていたんです。私もジョレン、サルボウをとる業務にも、アルバイトとしてではございますけれども、従事したことがあります。その当時、普通の漁船の前のほうのデッキいっぱい、およそ三トンぐらいを積んで、そしてそれを陸揚げした、それが一週間ほど毎日です。そういった豊漁の時期もあって、最近は全然見えないなど。その当時は海岸端にサルボウを加工する、何と申しますか、ゆがいた臭いが立ち込めるような、本当にサルボウがたくさんとれているという印象がありました。そして、その貝殻は水田の暗渠排水にも使われておりましたし、農業資材として貝灰の原料にもなっていたというふうなことで大変にぎわっていたように思いますが、先ほどの話を聞いて、やっと見れるようになったのかなど。実際、店にはまだ並んどらんですよね。産業的にとれる域までにはなっていないと思いますが、今後の展望はどうなんでしょうか。

○横尾水産課長〓サルボウの今後の展望についてお答えいたします。

放流した場所でサルボウの生存が確認されていると申しましたけれども、ただ数量的には非常に少なく、母貝として残すというところで、今後の自然増

加を期待しているというところで、漁業者の方々も、少し増えてきている状況ではあっても、資源管理のために自主的にとらないというようなことにも地域的に行われていまして、総力を挙げてというか、県も漁協も一緒になって、まずはサルボウをどんどん増やしていきたいというふうに思います。

委員がおっしゃられたように、過去に一番とれていた貝類でもありますし、多いときには一万トン以上とれていたものが、令和元年に二千トン、現在も十数トンと非常に少ないという状況は、危機的な状況とっておりますので、そこは力を入れて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○定松委員〓分かりました。今後、産業化ができるような生息数になればいいなと思っております。

昨年、漁場につり下げて効果があるようにというふうな事業がなされたスミノエガキの取組状況及び来年度に向けてどのような方針なのかお伺いします。

○横尾水産課長〓スミノエガキの検討状況についてお答えいたします。

スミノエガキは、低塩分に強いというところで、生息域が河口付近の一部の狭い場所に限られています。そこで今、採苗を行う、稚貝の集め方を開発しているところで、これを集めて成長に関して、現状、河口等の狭い域にすんでいきますけれども、成長に関しては、やはり沖のほうの餌となるプランクトンが多いようなところに持つていって育てたほうが効率よく大きく育てることができますので、今、委員がおっしゃられたように、沖でつると。その時期や場所等を検討しているところで、なるべく早く養殖が実用化できるように開発を進めているところでございます。

以上です。

○定松委員〓有明海の漁業者といえますと、経済的に一番潤うのはノリ養殖だろうと思えます。ノリというのは、秋から冬、そして翌年の三月までが収入が

あるのかなど。入札も秋から三月いっぱいにかけてということでありますから、とれなかった時期には、もう夏場の生活にも困るといふような状況になります。特に、西南部については、秋芽はどうかよかったけれども、冷凍は全くとれなかったと。とれなかった太良沖などは秋芽もさほどよくなかったといふようなことで、いよいよ大浦はゼロですね、多良も一軒か二軒ですよ。そういった状況になっておりますので、ノリ養殖業の振興もさることながら、こういった二枚貝でなりわいが立つような体系というのにも必要になってくると思いますので、ぜひともこれは成功させてほしいと思います。

そして、申し添えますが、タイラギ漁も何年も見ていない。それから、ウミタケも、こっちの地物はほとんど見れないという状況なんです。育種も含めて、これらの研究成果といましようか、取組状況が分かりますか。

○横尾水産課長〓その他の二枚貝の取組状況についてお答えいたします。

ウミタケに関しては、漁場造成、漁場の中に凹凸を造ると稚貝が立ちやすいというのが分かっていますので、そういった取組を進めるということにしています。数年前にウミタケも久しぶりに漁獲が再開して期待したところではありましたが、やはり豪雨等の影響でへい死が見られるということが繰り返されておりました、なるべくそういった豪雨の影響が少ない場所にタイミングをはかりながら様々な貝類の振興について行っていききたいといふふうに思っています。

以上です。

○定松委員〓しっかりと頑張ってくださいますようお願い申し上げます。

それでは、最後の質問ですが、ノリ養殖におけるシステム船の導入についてであります。

この色落ち対策に加えて、少しでも生産量を増やすような新たな技術が必要というふうに思います。

私は、令和二年十二月二十五日、白石町の漁業者の方の協力を得てシステム船に乗船させていただきました。効率的な摘み取り作業を目の当たりにして、動画等も撮ってきました。ノリ摘みの作業、そして、その後の酸処理、殺菌処理もできますから、今後、必要となっていく技術だろうといふふうに思っております。

このシステム船がどのような船なのかというのを簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○横尾水産課長〓システム船についてお答えをいたします。

ノリ養殖で使用されるシステム船は、前進しながら、船上に備えつけられているステンレス製のフレームでノリ網を上押し上げ、その下をくぐりながら摘み取りと酸処理の二種類の作業を同時に一隻一名で行うことができる船であります。

一方、本県のノリ養殖では、一隻二名で摘み取り作業を行い、摘み取ったノリを一端陸揚げした後、再度、漁場に戻り、また一隻二名で酸処理の作業を行っています。システム船は、この作業が一度に一名でできるという船であります。

今のシステム船は、現在、試験的に一部導入されておりまして、作業の効率化及び省力化が期待されているところとなっております。

以上です。

○定松委員〓システム船について説明していただきましたが、私が乗船した実感といえますか、皆さん、車を洗車機にかけたことがあると思いますが、車の上をばつと回っていくでしょう、そのような状態なんですね。網をくぐっていく、ノリのすだれの中をばつと。本当に洗車機の中にあるような状況なんです。

そのまま脱水しながら、前のほうに三トンぐらいのノリがたまっていく。一回、漁場から持ち帰らなければならないということ、その効率がまだまだ

技術が要るのかなと思います。

導入に向けた検討を進める必要があると思いますが、現在の検討状況はどうなっていますか。

○横尾水産課長Ⅱシステム船の導入に向けた検討状況についてお答えいたします。

このシステム船を導入することによって作業の効率化が期待される一方で、これまで二名一組でノリの状況をきめ細かに確認しながら行っていた作業、摘み取りにしても、酸処理にしても見ながらやっていたものが、先ほど委員が御説明いただいたように、洗車機の中で作業しているような、ノリを細かく見ることができない。そういったことで機械的に一連の作業として行ってしまうというところで品質の低下が心配という声がありました。

このことから、有明海漁協が平成三十年代から令和六年度までシステム船の導入のメリット、デメリットを把握する実証試験を有明水産振興センターなどの助言を基に行ってきたところでございます。

その結果、ノリが硬くなるなどの品質の低下は見られない。酸処理作業に要する時間が短縮されるなどのよい傾向がある一方で、システム船の購入費のほかに養殖資材を変更するためのコストや労力がかかること。また、作業に慣れるまで時間を要することなど、導入時に新たな負担が生じる。また、酸処理の目的の一つである病気対策の効果については、試験期間中に環境条件で病気がリスクが高い年がなかったことから、詳細には確認できていないなどの課題が残っています。

現在、こういった実証試験の結果や課題を踏まえ、試験を継続するか、また、本格導入に進むのか検討しているところでございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱシステム船についてのいろんな、いい面と、それから今後まだ検

討しなければならぬ面があるやにお伺いいたしました。確かに、このシステム船については、新造船では六千万円を超えるというふうな課題点もあるうかと思えます。ただ、片方では親船が要らぬわけですね。親船が要らないというか、竹立てのときは要るんでしょうけれども、さほど大きな新造船は要らないと思えます。それは考え方の違いなんでしょうけれども、摘む作業に効率よくシステム船を導入して、そして生産コストをほかの部分で下げるということも必要になります。それから、酸処理過程での酸の濃度、それから外部カメラなどの目視的なシステムとか、いろんなものもあるうかと思えます。そういったことも含めていかんばいかぬというふうに思います。

それともう一つは、私は感じたんですが、重くなると旋回がやっぱり重荷になるんですね。左右のステアリングアシスト的なものも必要になってくるのかなと思えますので、メーカーのいろんな開発状況とか、それから、最近、あまりにも船が高いですよ。ノリ養殖の方たちって、ノリがとれば金払いがよ過ぎるんですよ。ノリの親船にしても、一そう三千万円、そして、二千万円ぐらいのエンジンをつけたとか、そのように高いのかなと思うんですが、メーカーが不当に高くしているんじゃないのと思うぐらいなんです。そういったメーカーとの交渉というの、やっぱり必要になってくるのかなというふうな感じもしますので、これ、システム船についてあまりにも高いので、低価格での導入に向けた御指導もお願いしたいと思います。

そして、最後に聞きますが、ノリの安定生産については大変重要な問題であります。今後どのように取り組んでいくのか、総括してお願いします。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

ノリの安定生産のためには、少雨及び赤潮の長期化による色落ちが今後も起こり得ることを考慮しながら、色落ち対策の継続やシステム船の作業効率化の検討を進めていくことが重要というように考えております。

色落ち対策については、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測する海況予測システムの開発など、様々な取組を行っておりますが、二枚貝資源の回復に向けては、稚貝の放流や海底耕うんなど漁場環境改善を継続して行っていくこととしております。

特に、スミノエガキについては、これまで採苗に成功している二つの河口域を中心に、より効果的な採苗技術の開発等を進め、積極的に資源を増やしていきます。

また、スミノエガキは、有明海特産の二枚貝であり、成長が早く、おいしいという特徴があることから、ブランド化も期待でき、ノリ養殖との複合養殖を行うことで、色落ち対策だけではなく、漁家経営の安定化にもつながるといふふうに考えております。

さらに、今年度、国が創設した有明海再生加速化対策交付金を活用し、有明海漁協において、採苗器設置や種苗放流など、サルボウの資源回復に注力した取組を検討していただいていることから、より効果が発現できるよう、しっかりと連携して取り組んでいきたいと思っております。

一方で、システム船導入による作業効率化については、これまでの実証試験の結果を受けて、今後、有明海漁協の中で本格導入の是非について協議されませんが、県としては、システム船を導入するに当たり、必要なルールづくりなどについて引き続き協力していくこととしております。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者の方々が将来にわたって安心してノリ養殖を営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○桃崎委員 自由民主党の桃崎祐介でございます。当常任委員会会の所管事項につきまして五項目、質問をいたします。午前中、若干体調が悪かったんですが、

大分よくなりましたので元気を出していきたいと思えます。

米を食べるとばかになる、これ、御存じの方がいらつしやいますでしょうか。

御年配の方は、恐らく一度は耳にされたことがあるかと思えます。少なくとも私の両親が若い頃にはそのように言われておりまして、学校でも先生からそのように言われたということを知っております。当常任委員会の委員の皆さんも、宮原委員、藤木委員、定松委員、西久保委員、そして私も農家の生まれでありますので、米をたくさん食べて育ってまいりました。(発言する者あり) 申し訳ない、石倉委員もそういうことであります。しかしながら、恐らくばかにはなられていない。これは当時、アメリカの大量に余っておりました小麦を日本に輸入させて日本の米を余らせるというGHQによる、いわゆる小麦政策というものであります。この対日政策が発端で提唱された概念であります。

慶応義塾大学医学部の教授でありました林 謙氏、アメリカに本拠を置く穀物メジャーから強い働きかけと、さらには研究費の提供を受けまして、一九五八年に「頭脳」という書籍をあらわし、この概念を吹聴して回ったのであります。当時の厚生省や関連業界なども、この説を引用し、マスコミを動員したキャンペーンが行われまして、結果として、GHQのもくろみどおり、日本人の米の消費量は減少し、後の減反政策につながっていくわけです。現在の食料自給率の低下や農地の荒廃、国内農家の衰退の要因の一つであると言えるのではないのでしょうか。

ともあれ、現在、騒がれております令和の米騒動、この原因は様々でありまして、これまでの政府の農業政策のひどさ、これが根底にあるのはもちろんであります。流通の問題や投機的な動き、生産コストの上昇、世界的なインフレ、為替の変動など、複合的な要因により需給バランスが崩れた結果であると考えられます。

また、世界的な気候変動による気温の上昇も要因の一つとして挙げられてお

ります。夏季の高温は稲の生育の遅れやお米の品質低下につながり、また、病害虫の増加なども懸念されるなど、安定的なお米の生産や供給に大きな影響を与えていることが指摘されており、全国的にも高温障害に強い新たな品種の開発、作付が進められているところであります。

こうした中、佐賀県の米につきましては、これまでも「さがびより」や「夢しずく」が高温に強い品種とされておりますが、今年、さらに「ひなたまる」という新品種がデビューするというところで、県内の生産者からも大きな期待が寄せられていると伺っております。

農業の担い手が減少している中、食料安全保障の観点からも、高温下でも安定して生産できる新品種が導入されますことは、お米の安定的な供給につながりまして、生産者である農家や消費者である県民の双方にとりまして大変喜ばしいことであると考えております。

そこで、佐賀県の水稻新品種「ひなたまる」について質問をいたします。

まず初めに、品種開発の経緯についてであります。

これまでも佐賀県は、随時、新たなお米の品種を開発してこられました。今回、この「ひなたまる」はどのような経緯で開発に至ったのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長「品種開発の経緯についてお答えをいたします。

本県の米づくりは、農業者の作業の平準化でありますとか、共同乾燥調製施設における効率的な荷受けを図るため、わせ、なかくて、おくと、収穫時期の異なる品種がバランスよく作付されております。

このため、県の農業試験研究センターでは、米の厳しい産地間競争に打ち勝ち、農家経営の安定に寄与できるよう、わせ、なかくて、おくとそれぞれの既存品種について、収量や品質で上回る品種の開発を進めてきたところでございます。

とりわけ近年は収量や品質に加えまして、おいしきでありますとか、夏季の高温、それから先ほど委員もおっしゃられましたように病害虫への耐性など、より消費者に選ばれるとともに、温暖化などの生産環境の変化にも対応できる特性を持った品種の開発に力を注いできたところでございます。

こうした中で、中生品種の「ヒノヒカリ」や「たんぼの夢」につきましては、夏季の高温で収量や品質の低下が著しく、農家の皆さんからも、長らく代わりの品種をとというような要望をお伺いしてきたところでございまして、今回、十二年かけまして、その代替となる「ひなたまる」が開発できたということでございます。

以上でございます。

○桃崎委員「ありがとうございます。

それでは次に、この開発されました「ひなたまる」の特性について質問いたします。

この「ひなたまる」の品種の特性はどのようなものであるのか、その特徴についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長「「ひなたまる」の特性、特徴についてお答えをいたします。

「ひなたまる」の主な特徴をヒノヒカリと比較して四つ挙げますと、まず一つ目として、高温条件下でも白く濁った粒の発生が少なく、品質が優れること。二つ目として、収量は二割程度多いこと。それから三つ目として、病害虫に耐性しましては、いもち病に強く、トビイロウンカの被害にも遭いにくいこと。そして四つ目として、食味は同じくらいおいしいこととなっております。ところでございます。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員「ありがとうございます。それでは、今後の普及について質問いた

します。

高温下でも良質なお米がとれて、病害虫にも強い、また、「ヒノヒカリ」と比較しても多収であるということでありまして、生産者の期待も非常に大きいものであと感じております。

今後、県として、「ひなたまる」をどのように生産現場に普及させていかれるのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長 Ⅱ 今後の普及についてお答えをいたします。

「ひなたまる」は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、高温下でも品質が優れることに加えまして、収量性も高く、農家経営の安定に寄与することが期待できることから、「さがびより」や「夢しずく」に続く佐賀米の柱となるよう、JAなど関係団体と一体となって育てていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な普及計画としては、ヒノヒカリと「たんぼの夢」の令和六年産の作付面積が合計で三千三百五十ヘクタールございます。これが県内の全ての水稲作付面積の約一五％に相当いたしますが、この三千三百五十ヘクタールについて、令和七年から九年までの三年間で全て「ひなたまる」に置き換えるということを目指しております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員 Ⅱ ありがとうございます。今後、新品種「ひなたまる」の普及によりまして、農家の安定的な収入につながりますことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、農畜産物の高温対策についての質問であります。

佐賀県におきましては、お米の品種改良やブランド化と同様に、「いちごさん」や「にじゅうまる」、「佐賀牛®」など、県内生産者とともに農畜産物のブランディングに熱心に取り組まれており、県内農業者の所得向上や地域経済の活性化

化につなげてこられました。

しかしながら、近年の気候変動の影響は、稲作だけではなく、夏季の異常高温の常態化は、園芸作物や畜産にも大きな影響を及ぼしております。

園芸につきましては、高温による果実の品質低下、収量の減少、病害虫の増加などが懸念され、畜産におきましても、暑熱ストレスによる家畜の食欲減退や体調不良など、その品目ごとに様々な形で影響が広がっており、生産現場におきましては、これまでにない新たな課題が顕在化しているところであります。

このような中、実際に施設栽培におきましては、寒冷紗の被覆やビニールハウスの表面に遮光・遮熱塗料を散布したり、また、畜産現場でも畜舎内の温度を低下させるために畜舎の屋根に石灰を散布したりするなど、現場レベルでも様々な方法で対策が取られております。

県といたしましても、このような状況に対しまして、気温上昇が及ぼす各品目への影響を的確に把握し、科学的な根拠などに基づいた対策を進めていくとともに、このような農家の取組に対しまして、さらに支援を充実させていくことが必要であると考えております。

そこで、今回は、イチゴ、温州ミカンなどの柑橘類、畜産の三品目につきまして、それぞれの高温による農畜産物への影響に対する県の認識と、また、対応状況につきましてお伺いをいたします。

まず初めに、イチゴについてであります。

高温がイチゴの生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長 Ⅱ イチゴの高温による影響についてお答えをいたします。

イチゴにおきましては、令和五年産及び令和六年産は、育苗期から定植を経て生育初期に当たる夏から秋にかけて、例年と比較してかなり高温で推移したことから、苗の花芽形成の遅れと、それから、定植後の生育も停滞したことに

よりまして、出荷開始時期に遅れが生じました。また、それらに伴い高単価が期待できる年内出荷量が減少しております。また、ミツバチなど受粉を行う昆虫の活動量が低下したことから奇形果の発生が増加するなど、果実の品質が低下するといったような影響が出ていると認識しております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。私の地元唐津におきましてもイチゴの生産者が結構いらっしゃいます。その中でも「いちごさん」の植えつけ、改植によつて収益性が大変上がったということではありますが、高温下で昨年は収量が減少したということで苦慮されております。

そこで、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を講じておられるのか、その取組について伺いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ高温による影響への対策についてお答えいたします。

県では、これまで気化熱により苗の培養土の温度を下げる、苗そのものの温度を下げる効果がある紙で製造された育苗ポットの活用、それから、苗を定植した後にかん水などでハウス内の湿度を確保することによって、活着から、その後の葉の展開をスムーズにして生育を促進すること。それから、ハウス内の温度を下げるために陽差しを遮る遮光資材による被覆などの栽培技術の導入を進めております。

あわせてまして、県単事業におきまして、循環扇などの換気装置でありますとか、気化熱で温度を下げる細霧冷房装置などの設備導入への支援に取り組んでいるところでございます。

また、令和六年産におきましては、JAと連携しまして冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷処理技術の現地実証を行ったところ、花芽の形成が促進される効果が見られたことから、令和七年産では、県内各産地での取組拡大を図つていくところでございます。

さらに、令和七年度からは、県内のイチゴ生産部会が行いますこれらの高温対策技術の普及拡大に向けた取組も支援をしているところでございます。

こうした取組を確実に進めることにより、令和七年産は品質のよいイチゴが安定して生産、出荷されるよう、農家やJAなど関係者と連携して、引き続き対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。夜冷、株冷以前もイチゴ農家の方はされておりました。近年は、その必要がなかったのか、品種の特性もあるかと思えます。今後、それらの技術をしっかりと普及させていただきまして、生産者の安定生産につなげていただきたいと願うところであります。

次に、柑橘類についてであります。

高温が柑橘類の生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのか伺いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ柑橘類の高温による影響についてお答えをいたします。

柑橘類におきましては、露地栽培と施設栽培とで高温による影響は異なるというふうに考えております。

まず、露地栽培においてでございますが、近年、長期間の高温、乾燥で樹勢が低下し、着果量が不安定となる状況が続いております。これに加えまして、令和六年の夏から秋にかけては、これまでになく高温で推移し、雨が降らない日が続いたことから、強い陽差しを受けて果皮が変色する日焼け果の発生、それから、土壌の乾燥が行き過ぎたことによる果実の肥大不足などにより出荷量が減少したところでございます。

次に、施設栽培でございますけれども、高温と乾燥で果実の皮の強度が弱まる一方で、土壌水分の変動などで水分を一気に吸収することによって果肉が急激に肥大して発生する劣化が増加いたしました。

また、ハウスみかんでは、加温開始後の発芽の不良でありますとか花数の不足などによりまして、露地栽培と同様、出荷量が減少するといった影響が出ていると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員⇨唐津の「にじゅうまる」も、今回、大変な裂果被害が発生いたしました。もちろん収量が減るだけではなくて、残った果実の品質も低下するというところで、「にじゅうまる」に通過する果実が大変少なかったということが言われております。市場からは、送れ、送れということで大変引っぱりだこではあるものの、供給ができなかったということでもあります。今後、これらの高温対策をしっかりとっていかないと感じるところであります。

そこで、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を講じておられるのか、その取組についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長⇨柑橘類の高温による影響への対策についてお答えをいたします。

県では、高温など気候変動の中でも安定的に柑橘類の生産ができる「強い樹」をつくるのが、まずは重要だというふうに考えていることから、技術研修会等を通じて有機物の施用などの土づくり、根づくりなどの基本管理を確実に行うことを生産者に促しているところでございます。

その上で、露地栽培では炭酸カルシウム剤など日焼け防止効果のある資材の散布でありますとか、降雨に頼らず、果実や樹体の水分量を適正に管理するためのかん水設備の導入などを推進しているところでございます。

また、施設栽培では、生育ステージに合わせた適正な土壌水分管理についてしっかりと取り組んでいただくこととあわせて、遮光資材を使った施設内の温度上昇の抑制でありますとか、木の上から散水をして樹体の温度を直接下げるといったようなことなどについて、県とJAで協力して効果を検証した上で、

推奨技術として確立し、生産者への指導に活用していくこととしております。

なお、こうした取組を進めるため、国庫事業や県単事業により、簡易なかん水設備や遮光資材の導入を支援しております。高温の対策技術とあわせて、生産現場で活用され、柑橘類が安定して生産・出荷されるよう、引き続きしっかりと対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員⇨ありがとうございます。最後に言われました寒冷紗に対する補助というものは、以前から生産者からの要望が大変強くあっております。今回、それに対する補助もしていただけるということで、皆さん、大変喜ばれていると思っております。

最後に、畜産についてであります。

高温が畜産物の生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長⇨畜産における高温による影響についてお答えいたします。

牛や豚、鶏などの家畜では、畜舎内が高温になると体内で発生した熱を体外へ放熱できずに体温が上昇する暑熱ストレスのため、餌を食べる量が減って生産性が低下したり、繁殖機能の低下や健康状態の悪化などが起きることがございます。この影響を畜種ごとに見ると、肉用牛では、子牛や肥育牛での生育の遅れや繁殖雌牛での受胎率の低下。乳用牛では、乳量や乳質の低下や受胎率の低下。豚では、生育の遅れや受胎率の低下。鶏につきましては、肉用鶏では、生育の遅れや死亡羽数の増加。採卵鶏では、産卵数の減少や死亡羽数の増加などが挙げられます。

これらは、畜産経営に悪影響を及ぼすものがございますので、できる限り低減していく必要があると考えております。

以上、お答えします。

○桃崎委員Ⅱそれでは、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を講じておられるのか、お取り組みについて伺いをいたします。

○石松畜産課長Ⅱ高温による影響への対策についてお答えします。

畜産における高温対策については、家畜が極力暑熱ストレスを受けないようにしていくことが重要と考えております。このため県では、家畜を飼っている畜舎内の温度や家畜の体温上昇を抑える取組を進めております。

具体的には、まず、畜舎内の温度上昇を抑える取組として、扇風機や気化熱により畜舎内の温度を下げる細霧冷房装置の導入ですか、畜舎内に直射日光が入らないようにするための寒冷紗や樹木の設置、屋根の温度上昇を防ぐために、水を流したり、消石灰などの遮光剤の塗布などを推進しております。

また、家畜の体温上昇を抑える取組として、朝夕の涼しい時間帯に餌を与えたり、発熱を抑えるために餌やりの回数を増やしたりするなど、餌のやり方の工夫。いつでも十分な水が飲めるよう飲水設備の掃除や細やかな点検の実施などを推進しております。

こうしたことに加えまして、特に暑熱ストレスの影響を受けやすい豚につきましては、受胎率の向上や体重の増加に効果があるアミノ酸を強化した飼料の給与を進めているところでございます。

これらの取組につきましては、例えば屋根に遮光剤を塗ると畜舎内の温度が約四度下がるといった試験結果などを含めまして、適宜、JAなどへ情報発信するほか、生産者を集めた研修会で直接紹介するなどして、その実践を強く呼びかけているところでございます。

高温対策については、本県畜産の振興を図る上で今後ますます重要となっていくと考えられることから、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、農家において適切な対応がなされるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。農畜産物に対する高温対策は、今後、さらなる技術の研究開発や継続的な支援が必要不可欠であると考えております。県内農業者の技術の普及とさらなる支援の拡充をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問は、県産種雄牛「二尺玉」についての質問であります。

本県の畜産は、農業産出額の約三割を占める主要部門でありまして、そのうち肉用牛が、その半分を占めていることから、畜産、特に肉用牛の振興は、佐賀県農業の振興を図る上で極めて重要であると考えられます。中でも「佐賀牛®」につきましては、畜産農家の方々が長年にわたり飼養管理技術の確立や飼料給与体系の改善などに熱心に取り組まれ、現在では、本県農畜産物のリーダーングブランドへと成長してきた次第であります。「佐賀牛®」の品質に対する評価は非常に高く、国内のみならず、海外からも大きな注目を浴びておりまして、今後、さらなる生産拡大が期待されるところであります。

しかしながら、近年、輸入飼料の価格高騰により配合飼料価格が高止まりしていることに加えまして、物価高などの影響により、高級な食材であります牛肉価格や子牛価格が低迷していることから、肥育農家や繁殖農家の経営状況は非常に厳しいものとなっております。

園芸振興におきましては、「いちごさん」や「にじゅうまる」など県独自の優良品種が開発され、生産性や市場性も高く、園芸農家の所得拡大へとつながってきております。

同様に、肉用牛の振興におきましても、肉質の向上や枝肉重量の増加などが期待される優秀な種雄牛を造成していくことが、肉用牛農家の収益性の向上につながり、経営安定のためにも必要不可欠であると考えております。

そのような中、昨日、当委員会におきまして県の畜産試験場を視察してまいりました。現場では、担当の方から、「二尺玉」はもちろん、ゲノム育種価や種

雄牛などにつきまして、その特徴や取組など詳細にわたり御説明いただいたところであります。委員の皆さんは、しっかりと御理解されているとは思いますが、せっかくの機会でありますので、確認のためにも質問させていただきます。

まず初めに、ゲノム育種価についてであります。

県におきましては、種雄牛の造成に当たりましてゲノム育種価を活用しているとのことですが、このゲノム育種価とはどのようなものなのか御説明をお願いいたします。

○石松畜産課長Ⅱゲノム育種価についてお答えいたします。

ゲノム育種価とは、牛の毛根などの細胞から採取した遺伝子の情報、これを専門的な用語でゲノム情報といいますが、このゲノム情報を基に、その牛の増体量や肉質などの生産能力がどれくらい優れているかというものを数値化したものでございます。

もともと遺伝子情報によらずに生産能力を数値化する、いわゆる育種価というものは以前からありましたが、ある牛の能力を評価するためには、その牛から生まれた子の肉質などを調べなければならなくて五年程度の期間が必要でございました。これに対しまして、ゲノム育種価は、生まれたばかりの子牛でも従来の育種価より高い精度で、その牛の能力を把握することができるものとなっております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、そのゲノム育種価を種雄牛の造成に活用することでどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長Ⅱゲノム育種価を活用した種雄牛造成についてお答えいたします。

種雄牛の造成に当たりましては、大きく二つの過程がございます。まず、県

内で飼われている牛の中から優秀な母牛を四十頭ほど選定しまして、人工受精により子牛を産ませます。そして、この子牛の中から優れた能力を持つ雄子牛を選抜して、その子孫の枝肉成績を確認した上で種雄牛として認定します。この優秀な母牛の選定と、優れた能力を持つ雄子牛の選定の際にゲノム育種価を活用しております、それぞれ次のようなメリットがございます。

まず一つ目ですが、これまでは優秀な母牛の選定に当たっては、直接、その牛の能力を測る方法がなかったことから、その母牛が産んだ牛の枝肉成績が必要でしたが、ゲノム育種価を活用することで母牛の出産の有無に関係なく能力を把握できるようになりました。このため、これまでより多くの牛の中から優秀な母牛を選定できるようになったこと。

二つ目としまして、優れた能力を持つ雄子牛の選抜に当たりましては、これまでその牛の発達具合や親の能力を参考にして選抜することしかできませんでした。ゲノム育種価を活用することで、その雄子牛自身の能力を高い精度で推定することが可能となりました。これにより優れた能力の雄子牛を確実に選抜できるようになったことから、これまでより高い精度で優秀な種雄牛を造成できるようになったことがメリットと考えております。

以上、お答えします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、今回育成されました「二尺玉」、これは県産種雄牛として初めてゲノム育種価を活用し、選別されたということですが、この「二尺玉」は、どのような点で優れているのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長Ⅱ県産種雄牛「二尺玉」についてお答えいたします。

県では、種雄牛として選抜する際には、その牛を父として生まれた牛について枝肉の調査を行っています。調査する項目としては、肥育牛農家の収入と関係性が高い牛一頭から取れる肉の総量を表す枝肉重量、ステーキとして利用す

る際に重要なロース芯面積、カルビなどの重量に関わるバラ厚、商品化率を表す歩留まり、肉の霜降り具合を表す脂肪交雑、無駄な脂肪がないかを表す皮下脂肪の六項目を調べております。

「二尺玉」につきましても、これを父とする牛二十六頭について調査したところ、肉の重量と品質のバランスがよく、特に枝肉重量、ロース芯面積、歩留まりの三項目が高いという評価が得られました。去勢牛ではロース芯面積と歩留まりの二項目で、また、雌牛では先ほど申し上げました六項目全てにおいて、これまでの県産種雄牛の中で歴代最高の成績を記録しております。

以上、お答えします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。今回選ばれました「二尺玉」は、枝肉重量や、その品質も歴代最高級ということがあります。

そこで、今後、県内の肉用牛農家に対しまして、県として、この県産種雄牛「二尺玉」の利用をどのように推進していかれるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長Ⅱ「二尺玉」の推進についてお答えいたします。

「二尺玉」は、これまでの県産種雄牛の中でも特に優れておりまして、肉質が向上したり、枝肉重量が増加することにより、県内肉用牛農家の経営改善に大きく貢献すると考えられることから積極的に利用を推進することとしております。

具体的には、畜産農家を集めた研修会における枝肉成績の紹介や、繁殖農家や肥育農家が多く集まる家畜市場における大型ポスターの掲示、新聞などのマスメディアを通じたPRなどに取り組んでおります。実際に「二尺玉」の評判を聞いた農家からは、凍結精液の利用の申し込みが相次いでおりまして、認知度も高まってきていると感じているところでございます。

今後も、JA等の関係機関と連携しまして、肉質の向上や枝肉重量の増加に大きな効果のある「二尺玉」の利用を進めまして、県内肉用牛農家の収益性の

向上を図ってまいります。

以上、お答えします。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。今後とも、この「二尺玉」の利用の推進と、また、さらに優秀な種雄牛の造成に取り組まれますことをお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

四つ目の質問は、今議会に上程されました輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業についての質問であります。

米国のトランプ大統領は、三月二十六日、世界各国・地域に相互関税を導入する大統領令を発表いたしました。米国への輸入品に一律に課す一〇%のベールラインの関税に加えまして、米国に輸入される自動車に二五%の追加関税を課すという内容でありまして、この関税は、四月三日から既に施行されております。

また、その後、我が国に対しまして一四%の関税上乘せ、この上乘せ分に関しましては、九十日間の凍結期間であります。鉄鋼、アルミニウムに対する関税は、これまでの二五%から倍の五〇%に引き上げられている次第であります。

この関税政策は、特に自動車産業におきましては、強烈な逆風になることが懸念されており、米国を重要市場とする自動車メーカー各社の今年度の業績見通しにもその影響が色濃く反映されたところでもあります。日産自動車、マツダ、スバルの三社は、関税措置の影響の合理的な算定が難しいといたしまして業績見通しを未定とし、また、業績の開示をしたメーカーにつきましても、最終的な利益の見通しは、米国の関税措置に加え、為替の円高方向への変動なども重なりまして、トヨタ自動車約三五%減、ホンダが約七〇%減と、いずれも大幅な減益を見込んでいるところであります。

このような状況の中、我が国におきましても、赤沢経済再生担当大臣が渡米

を重ね、米国政府との度重なる関税交渉が続けられており、また、カナダで行われましたG7サミットにおきましては、石破総理とトランプ大統領が直接対談されたものの、交渉はまとまらず、先の見通しが立たない厳しい状況が続くものと考えられます。

こうした情勢は、県内の企業にも少なからず影響してくると見られ、今後の経営の見通しも厳しい状況となると推察されることから、県といたしましても、県内企業に対しまして新たな挑戦や先を見据えた経営に踏み出すための後押しとなるような支援に早急に取り組む必要があると考えているところであります。このような中、佐賀県は、今議会におきまして輸出関連企業への支援の予算を提案されております。

そこで、今回上程されております輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業について質問をいたします。

初めに、米国関税措置による県内企業への影響についてお伺いいたします。

米国の関税措置の発表から既に二カ月ほどが経過し、自動車関連のサプライヤーも多い本県におきまして、事業者からの不安の声や事業への影響が懸念されるところでありますが、県として、米国の相互関税及び自動車関税措置による県内企業への影響をどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長 米国関税措置による県内企業への影響についてお答えいたします。

県では、米国の関税措置の動きに対応するため、四月三日にいち早く相談窓口を設置しまして、商工団体や金融機関とも連携して相談対応に取り組んできたところでございます。

また、県内には、部品を供給する自動車関連産業などの輸出関連企業も多く、随時、これらの企業への聞き取りを行いながら現場の状況把握に努めてまいりました。

冒頭、委員からも御指摘ございましたが、現在、相互関税の上乗せ適用は九十日間停止されているものの、自動車及び関連部品には二五%の追加関税が、全輸入品には一〇%の相互関税が課されているなどの状況でございます。

こうした中、県内の輸出関連企業などからは、足元の影響よりも今後の影響への懸念が多く示されている状況でございます。引き続き、関税措置の影響が顕在化した場合などに迅速な対応が取れるよう、国の動向を注視しながら相談対応や情報収集を継続してまいります。

以上でございます。

○桃崎委員 ありがとうございます。この影響というものは、県内に結構広まっておりまして、唐津の厳木の産業集積エリアに来る予定でありました佐賀鉄工所も延期ということでございます。

これらの県内企業への影響を踏まえまして、今回の支援事業を実施する考えに至った目的はどのようなものかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長 事業の目的についてお答えいたします。

現在も国において、米国との外交交渉が進められておりますが、依然として先行きが不透明な状況が続いております。こうした中、県内の輸出関連企業などは、先ほど答弁をさせていただきましたが、足元の影響よりも今後に対する影響の声が多く示されております。よって、関税措置の影響が顕在化した場合などに迅速な対応が取れるよう、この事業により、先手先手で準備を進めておくものでございます。

その際の大きな目的は二つと考えております。一つ目は経営リスクの軽減でございます。物価高による価格転嫁という課題が既にある中で、関税措置の影響が顕在化した場合に、発注企業との価格交渉が円滑に進むよう支援することが大切だと考えております。二つ目は経営力の強化でございます。県内の輸出関連企業などの新たな挑戦を後押しし、経営基盤強化につなげていただくもの

でございます。これらを佐賀県オリジナルの施策により積極的に展開しまして、県内の輸出関連企業などを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、この事業の概要についてです。

この事業では、県内企業に対しまして具体的にどのような支援を行っているのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長Ⅱ具体的な事業の概要についてお答えいたします。

県内の輸出関連企業に向けて経営リスクの軽減と経営力の強化の二つを目的に、次に挙げます三点により事業を展開してまいりたいと考えております。

まず一点目については、経営リスクの軽減のため、価格転嫁や価格交渉力の強化、取引先の拡大などを支援します。具体的には中小企業診断士などの専門家を派遣しまして、原価計算や交渉資料の作成などを伴走支援してまいります。

次に、二点目についてでございます。経営力の強化のために企業が将来を見据えて自社製品等のプロモーションや自社技術を活用した試作品を開発する場合など、事業の多角化に向けた調整に対して支援をしてまいります。

最後に、三点目についてでございます。県内のモビリティ関連企業が国内最大級の製造業展示会に出展しまして、佐賀県の技術力をアピールすることで、新たな取引先の開拓を目指すものでございます。

これらの取組を積極的に進め、県内企業の課題解決や成長を後押ししてまいります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは最後に、今後の対応についてお伺いをいたします。

今回の米国による関税措置によりまして、県内企業も、また県民も、先行き

に対する大きな不安を抱えております。今後も先を見据えた対策を積極的に講じていく必要があると考えますが、県としてどのように対応していかれるのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長Ⅱ今後の対応についてお答えいたします。

今回、先行きが不透明な状況ではございましたが、県内の輸出関連企業から寄せられた多くの懸念の声を踏まえまして必要な対策を講じることといたしました。今後も、現場の状況を注視しながら、必要に応じて積極的に対応していきたいと考えております。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、奨学金返還支援事業についての質問であります。

佐賀県におきまして、少子・高齢化や人口減少が大きな課題となる中、若年層の県外流出を防ぎ、県内定着を図るため、また、県内企業の人材確保に資するものとしてしまして、これまでも各議員から県に対し、早期の事業実施を訴えてまいりました奨学金返還支援事業が令和七年度から開始される運びとなり、このことを知った県内企業も、また、県民も大変喜んでおられるところであります。

現在、井手産業労働部長が様々な地域を回って県の取組について説明をしていただいております。その際、唐津のほうにもYEGの要望に応じて出てきていただきました。その中で、奨学金返還支援事業については、多くの方が御意見を、本当にすばらしい事業だということを言っていました。佐賀県というところ、なんかお祭りとか、そういうのばかりやっているイメージがある一方で、こうやってしっかりと地元、企業の皆さん、また県民に対して目を向けていただいているということを感じて、大変ほっとしたということをお聞きたしているところであります。

私も昨年度、高等教育機関問題対策等特別委員会の県外視察におきまして、福井県が既に実施されておりましたUターン奨学金返還支援事業についての説明を伺い、県内の人材確保につながる施策として極めて有効な取組であると認識し、佐賀県でも早急に取り組む必要があると考えておりましたので、今回の事業の開始を大変ありがたく感じているところであります。

現在、大学生の二人に一人が何かしらの奨学金を受給していると言われる状況におきまして、奨学金返還事業をきっかけとして、県内に奨学金の返還支援を行う企業が増加することは、若者が佐賀県で安心して働くことができる大きなサポートとなり、県内企業の人材確保につながるものであります。

また、佐賀県の奨学金返還支援事業は、企業が従業員に対して行う奨学金返還支援の取組に県が補助するスキームとなっており、これにより県内企業は採用などの場面におきまして、奨学金返還支援を自らの取組としてPRすることができると、県内企業にとりましても、自社の魅力向上に直接つながり、人材確保への効果が得られるものと考えております。

奨学金返還支援事業を開始されるに当たりまして、今後は、この事業をできる限り多くの企業に周知していくことにより、奨学金返還支援に取り組む企業を増やしていくことが重要であると考えております。またあわせて、学生への広報も積極的に行い、県内の企業が奨学金返還への支援に取り組んでいることを知っていただき、就職活動における企業選びの要素に生かしていただくことを期待するところであります。

そこで、次の点につきまして質問をいたします。

初めに、本事業の概要についてであります。

本事業の概要はどのようなものなのか。また、他県の事業と比較してどのような特徴があるのかお伺いをいたします。

○野崎産業人材課長 本事業の概要についてお答えいたします。

本県の奨学金返還支援事業は、県内企業などが従業員に対して行う奨学金返還支援の取組を県がサポートする、いわゆる企業補助型を採用しております。

この企業補助型という形ですが、企業が従業員の奨学金を代理返還したり、あるいは手当として従業員に支給する場合、その費用の一部を県が補助するものでございまして、先ほど委員からも御紹介いただいたとおり、この形は企業の採用力の強化や従業員の定着につながる事業スキームであると考えております。事業の概要ですが、補助率については、企業が負担した額の二分の一、補助上限額は支援対象者一人当たり年間十万円、一社当たりの上限人数は年三人、補助期間は五年間としております。

他県と比べた本県の制度の特徴でございますが、各種要件にできるだけ幅を持たせている点でございます。これは各企業が自社の採用方針や在籍する職員の構成、人材育成の方向性などに応じて返還支援制度を導入する際に、県としてもできるだけ幅広く支援ができるように意図したものでございます。

他県の制度では、例えばUターン就職促進に主眼を置いて県外在住者、すなわち県外から就職された方のみを対象としている県ですとか、あるいは特定の分野や特定の学部にと絞って支援を行う県もありますが、佐賀県の制度では、いずれも制限をしております。ほかにも年齢や居住地による制限も設けておらず、また、新卒かどうか、正社員かどうかにも限らず幅広く対象としておりまして、企業が支援を行いたいと考えている従業員ができるだけ補助対象となるようにしております。

もう一点、特徴といたしまして、企業の要件について、県内企業だけではなく、県外本社企業であっても佐賀に勤務地を限定した採用、いわゆる佐賀枠採用と我々は呼んでおりますが、そういった採用を行う場合は支援の対象とすることとしております。例えば、県外本社の誘致企業などであっても、佐賀に根差した人材確保に積極的に取り組む企業をしっかりと応援したいと考えてまして、

こうした内容としております。

このように、あらゆる分野で人材不足の状況にある中で、各企業の主体性を尊重しつつ、積極的にこの事業を活用していただきたいという思いから幅広くサポートすることができる制度を設計したものでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、県内企業の対応についてお伺いいたします。

県は、既に県内企業向けの説明会を実施されたとお聞きしております。説明会に参加された企業の反応はどのようなものであったのか。また、県内企業の奨学金返還支援に関する取組状況はどのようなものなのかお伺いをいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ企業の対応状況についてお答えいたします。

まず、説明会についてですが、四月十五日から県内四カ所で企業向け説明会を実施いたしました。合わせて六十九の企業、団体に御参加いただきました。

参加企業からのアンケートでは、参加六十九社のうち八社が「既に奨学金返還支援制度を導入済み」、三十一社が「奨学金返還支援制度を導入予定」と回答しております。奨学金返還支援を実施する県内企業は、これまで十社程度にすぎなかったことを考えれば、我々の想定を大きく上回る企業が前向きに対応していただいている状況であると認識しております。

各企業の取組状況ですが、企業が今後県からの支援を受けるに当たっては、企業が奨学金返還支援制度を導入した場合には、まずは県に佐賀県奨学金返還サポート認定企業の登録申請を行っていただくこととしておりまして、現時点で既に十四社を認定企業として登録しております。認定企業につきましては、順次、特設ウェブサイトで公表していくこととしております。

今後も、本事業をきっかけといたしまして、多くの企業で制度導入が進んでいくことを期待しております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。今年度から本事業が開始されたところでありますが、補助金交付に至るまでのスケジュールをお伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、企業が今後県からの支援を受けるに当たっては、企業が奨学金返還支援制度を導入した場合には、まずは県に佐賀県奨学金返還サポート認定企業の登録申請を行っていただくこととしております。その後、今年度中に実施する支援内容を記載した支援計画書を九月末までに提出していただくこととしております。その後の流れにつきましては、一般的な補助金と同様でございますが、今年度の支援が完了し次第、実績報告を行っていただき、補助金を交付することとしておりまして、三月に実績報告、四月に補助金交付というスケジュールを予定しているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。九月末の企業登録が一つの目途となるということであります。

先ほど、現在、奨学金返還支援制度を導入されている会社が八社、今後新たに実施される予定の会社が三十一社、現時点、三十九社が返還支援制度を導入される予定ということでございます。記憶によると、この事業は一社当たり三人の十社であったと思いますが、これ、枠を越えた場合、不採択になったりする会社が出ちゃうんじゃないかと若干心配しております。先ほど定松委員の質問の中でも、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金等も不採択というものがあつたかと思いますが、想定を超えた申請があつた場合、どのように対応されるのかお伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ想定を超えた申請があった場合の対応についてのお尋ねかと思えます。

先ほど、私から答弁申し上げました導入企業の状況でございますが、四月に実施した企業向け説明会でのアンケートの結果では、八社が「既に導入済みである」と、三十一社が「今後導入予定」と回答しております、この三十一社の導入予定の回答の中には「来年度から開始したい」という企業も多く含まれております、今時点で申請が上がって認定をしている企業の数でいいますと、十四社でございます。この十四社につきましても、一社当たり何人で申請をされるか、あるいは金額がどの程度の金額で申請をされるかというのは、九月末までに提出いただく支援計画書を確認しないと分からないところではございますが、いずれにしても、できるだけ多くの企業に申請をいただきまして、できるだけ多くの企業を認定できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。私も、できるだけ多くの県内企業がこの事業を活用されて人材確保に取り組まれることで学生の企業選択の動機づけともなり、若者の県内就職の増加につながることを期待するところであります。

そこで、今後、県内企業への広報をどのように行っていくか。また、学生への広報に関しても併せてお伺いをいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ本事業の広報についてお答えいたします。

四月の事業スタート以降、まずは県内企業に奨学金返還支援制度の意義を理解いただき、積極的に制度を導入してもらうための企業向け広報に注力してまいりました。

具体的に申し上げますと、企業の経営者層を意識した新聞広告、テレビ・ラジオCMを実施するとともに、県や経済団体などが実施する会合などにも積極

的に出向きまして事業をPRしてまいりました。

また、六月からは制度を導入した県内企業の情報などを周知するための学生向け広報にも力を入れておりまして、ウェブやSNSを用いた広報を中心に、常日頃からパイプがある大学を通じた周知や県主催イベントでのPRを実施しているところでございます。

今後は、九月末の企業登録期限に向けて、また、これから大学三年生のインターンシップが夏には始まってまいりますので、それに向けて企業、学生へあらゆる機会を通じて全力でPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱ地元企業の健全な成長こそが地域経済の活性化につながり、ひいては佐賀県の発展につながるものと私は考えております。

現在の社会におきまして、人手不足や物価の高騰が大きな問題として挙げられている中、トランプ関税の影響など、様々な、また新たな課題が存在する状況ではありますが、今後の県内企業の発展や県内産業の振興に対しましてどのような思いで取り組んでいかれるのか、最後に井手産業労働部長にお伺いをいたします、私の質問を終わります。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、県内企業の皆様に前向きに事業を進めていただくための支援に関する思いについてお答えします。

私を含めて産業労働部では、直面する課題に対して効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨んでおります。例えば賃金UPプロジェクトもそうですし、ほかにも価格転嫁の伴走支援、物流の二〇二四年問題対策、さらには奨学金の返還支援事業もそうです。ほかにもありますけど、もちろん、今回の米国の関税措置への対策もそうです。

その上で、私が部長になって以来心がけてきたのは、経済界や労働界、時にはそれ以外の様々な業界の方々や膝を突き合わせて率直な意見交換ができる関

係づくりです。これは効果的な施策づくりにには欠かせない取組だと思っております。まして大切にしております。

そして、今、委員おっしゃったように物価高や人材不足といった大きな課題に直面しています。先行き不透明な米国の関税措置への懸念の声も多く寄せられております。

そうした状況の中、まさに産業労働部では、様々な情報により県内の経済状況を注視するとともに、現場の声や、そこから把握した課題やヒントに基づき、施策目的を明確に先手先手で対応しています。そして、これからも財源確保などにも努力しながら、県内企業が前向きに事業を進められるよう、同様の姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

私からは、以上です。

○下田委員⇨県民ネットワークの下田寛でございます。本日、最後の登壇です。よろしく申し上げます。

今回、二問を質問します。

まず第一問目、森林資源の循環利用の推進についてお尋ねいたします。

本県の森林は、先人のたゆみない努力によって戦後に植林が積極的に進められたことで、杉やヒノキの人工林の多くが収穫の時期を迎えております。このような森林資源の現状を踏まえると、成熟した森林を伐採して建築用材等に利用し、伐採した後の森林には再び植林を行う再造林によって森林資源の循環利用を推進していく必要があります。また、伐採した後の再造林や、その後の森林の管理を着実に実施していくことは、山地災害のリスクの低減や地域林業の活性化にもつながっていくと考えています。

そこで、本県における森林資源の循環利用の実態や森林資源の循環利用を推進するための取組状況などについてお伺いをしていきたいと思っております。

まず第一問目、森林資源の現状と伐採、再造林の取組についてお伺いいたし

ます。

本県の森林のうち、杉やヒノキの人工林で、いわゆる収穫期を迎えている面積は、今どの程度あるのかをまずお伺いいたします。

○吉良農林水産部副部長⇨県内の人工林のうち収穫の時期を迎えました人工林についてお答えいたします。

まず、佐賀県の森林面積は全体で十一万ヘクタールでございます。このうち国が所有する国有林以外の民有林面積でございますが、九万五千ヘクタールとなっております。このうち杉やヒノキの人工林が六七%、六万三千ヘクタールとなっております。ちなみに、この六七%の人工林率でございますが、全国一位となっております。

そして、民有林のうち植林から四十五年を超えました、収穫の時期を迎えております人工林の面積は約五万ヘクタールとなっております。全体の七九%を占めております。人工林の八割でございます。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。

次に、現状についてお伺いしたいんですが、これまでの伐採と、その後の再造林の状況についてどのように推移しているのか、傾向等もあれば含めてお伺いしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長⇨伐採及び再造林の現状についてお答えいたします。

民有林におきまして、県独自の調査でございますが、過去五年間の平均で伐採面積は年間百ヘクタール程度となっております。そして、再造林の面積でございますけれども、年間六十ヘクタール程度となっております。ただ、令和三年にウッドショックが発生しましたが、そのときには伐採面積が前年度の三倍に増加しております。ちなみに、令和二年度が五十ヘクタールぐらいでございましたけれども、百五十ヘクタール程度に増えました。その際に若干再造林が

遅れるようなケースがあったんじゃないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、現状について一、二と質問させていただきます。

それで、伐採後の再造林を推進するための取組についてお伺いしたいんですが、現場の方々からは、再造林の費用や労力等の負担がネックになっているというようなことを聞きます。県としても、再造林を支援する取組が様々な進められていると私も認識していますけれども、そういったことの見える化がもつとできないものかというふうに感じています。ここについては県民や林業関係者への情報発信がより重要になってくると思っております。また、県民に対しても、

「森川海人もりかわかいとプロジェクト」はじめ、そういったことを熱心にやっておりますので、こういったことに関して、今後、再造林の進捗や成果についてのように分かりやすく伝えていくのかということの考え方についてお伺いをしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ伐採後の再造林を推進するための取組についてお答えをいたします。

まず、取組の状況を少しお話しさせていただきますと、伐採後におきまして、県では伐採後の再造林、いわゆる植林ですとか、その後に行く草刈り、下刈り作業でございます。これにつきましては国の補助に加えまして、令和五年度から県単独のかさ上げを行っております。植林につきましては、現在、九〇%の補助、それから、下草刈りにつきましては一〇〇%の補助を行っているところでございます。

また、伐採する方と、それから植林する方が異なる場合などにおきまして連携が必要になってまいりますし、作業の省力化の推進が必要と考えております。今年度からその事業を拡充しております。

具体的な連携支援対策といたしましては、伐採と植林の工程調整ですとか、それから現場の技術指導、そういったものを支援することとしております。

また、植林などの省力化対策といたしまして、苗木を植えるための穴掘り機ですとか、ラジコン草刈り機、そういったものの機器の導入を支援してまいりたいと考えております。

それから、伐採後、適切に再造林が行われなくなれば山地災害のリスクにもつながりかねないこととなりますので、市町と連携させていただきながら、伐採や再造林の状況について情報共有ですとか情報発信を強化していきたいと考えております。

また、森林所有者の皆さんに適切な再造林を促すために、伐採から再造林までの手続ですとか県の支援制度を分かりやすく説明するチラシなども作成しておりますし、今後もホームページ等で情報発信、PRを強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、現状のことと、これからもしっかりとやっていきたいという旨の御答弁をいただいたと思います。これから特に森林をどう守っていくのかということに関しては、いかに県民の皆さんを巻き込んで広報していくかということも非常に大切ですので、引き続き様々な手法で伝えていっていただきたいと思います。

次に、二番の森林施業の集約化への対応についてというところで伺います。まず、小規模森林所有者の現状についてです。

本県では、多くの森林所有者が小さな面積の森林を所有しているというふう聞いておりますが、現状がどうなっているのか、数字なども含めてお尋ねをいたします。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ県内の小規模森林所有者の現状等についてお答えい



なっております。この十年間で百八人減少、三〇%ほど減少しております。ちなみに、令和五年度は、先ほど二百五十人と申しましたが、初めて前年度よりも若干上昇傾向となっております。それが一時的なものでないか、今後、注視してまいりたいと思っております。

また、森林組合の担い手の年齢構成でございますが、平成二十五年度と令和五年度を比較いたしますと、三十九歳以下が三一%から二七%に若干減少しています。一方、六十歳以上の割合は二六%から三一%に上昇しております。高齢化が若干進んでいるというふうにも思っておりますが、全体としては比較的バランスのよい年齢構成になっていると思っております。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。人数は減ったものの、バランスのいい年齢構成であるということでありました。

では、次の担い手を確保、育成するための取組についてですが、県では、都市部からの移住や若者を対象にした林業の体験機会や段階的な支援も含めた様々な育成策に取り組んでおられるというふうにも承知しています。

今後、さらにどのような工夫や展開を考えておられるのか、この方向性をお伺いしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長 担い手を確保、育成するための取組についてお答えいたします。

現状を少し報告させていただきますと、令和四年度から林業の即戦力となります人材の確保、育成を目指しまして、「さが林業アカデミー」を開講しております。こちらでは、「知る」、「触れる」、「学ぶ」の三つのステップで取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、一つ目では、林業就業セミナーを開催しております。これは林業の作業内容ですとか雇用の状況、移住支援などを紹介するもの

でございます。東京と佐賀で実施しております。

それから二つ目に、林業体験会の開催でございます。こちらは林業の現場の見学ですとか、実際に作業体験を行うものがございます。

そして三つ目に、林業講習会ということで、これは木を切ったりするチェーンソーとか、それから高性能な林業機械の資格取得とか実践研修を行うものがございます。

こういった三段階の取組によりまして、林業が未経験でありましても就業できるような仕組みとなっていると思っております。

これまでに第一期から第三期の三年で十五名の方が「さが林業アカデミー」の講習を修了し、林業への就業につながっているところでございます。

なお、「さが林業アカデミー」につきましては、東京においても開催すると先ほど申し上げたところですが、実際にPRとかに関しまして、SNSなどを活用しまして周知に努めているところでございます。

ただ、もう一つ、林業に就業していただくには、やはり林業を就業先として選ばれるための事業体側の受け入れ体制といえますか、例えば給与などの待遇改善、あるいは休暇等も必要になると思えますけれども、そこら辺が重要だと思っております。そのため、「さがの林業再生プロジェクト」の支援を通じまして、森林組合等の現場での生産性の向上を図りながら組合の経営基盤の強化を図ることとしております。

そのほか、今年度は「SAGA伐木チャンピオンシップ」といまして、林業者がチェーンソーで競争する大会でございますが、そういったものを開催いたしますし、公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金と連携いたしまして、森林組合等が林業希望者を三日間受け入れるインターンシップですとか、新規就業希望者の方と現役の林業従事者の方との交流会なども開催していきたいと計画しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、引き続き今後を取組についてお伺いしたいと思います。

今、担い手を確保、育成するための取組を三段階でやられているということ御答弁いただきました。これはさらに推進をしていかなければいけないと思っています。森林資源の循環を進める制度自体は、今、いろいろ答弁をいただいているかと思っております。これをさらに深化させていく段階に入ってきているかと思っております。

これらの制度の検証や改善と言ったらいいんでしょうか、また、情報の発信強化など、今後の展開について、現状どのように考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長Ⅱ今後の取組、展開等についてお答えいたします。

まず、森林資源の循環利用を推進するためには、これまで申し上げた取組に加えて、やはり切った木を木材として積極的に使っていく、これがやはり大事だと思っております。

このため、県産木材の供給体制の強化を図りますとともに、建築物におきます木材の需要を拡大するために、令和四年度に「さがの木の建築推進協議会」というものを立ち上げております。この組織は、建築士、木材供給事業者、建築業者などにより構成されております。横断的なネットワークを生かしまして、中規模、大規模の木造建築物の普及に努めてまいりたいと考えております。

また、伐採後は、県が五十六年の歳月をかけて開発いたしました「サガンスギ」がございます。これにぜひ植え替えを推進していきたいと思っております。現在、「サガンスギの森林百年構想」を展開しております。苗木生産用のハ

ウスの整備に対する支援ですとか技術講習等もやっております。「サガンスギ」の苗木の生産拡大に引き続き取り組みながら、「サガンスギ」の植え替えを推進してまいります。

また、SNSを活用した県産木材のPR、例えばホームページですとか、インスタグラムですとか、そういったものを媒体としましてPRもさせていきたいと思っております。また、林業普及指導員が現場におりますので、「サガンスギ」のチラシなど丁寧な分かりやすい資料等によりまして、対象者、ターゲット層を意識しながら、県の取組等を県民の皆さんに広くPRしていきたいと思っております。

そしてまた、それぞれの取組の効果などを定期的に検証しながら、そういった取組についても情報を発信していく必要があると思っておりますし、そういうことを検証する中であって、今後の改善、アップデートも図っていききたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今後の展開についてお尋ねをし、御答弁いただきました。県民も含めて、林業おもしろいな、森っておもしろいなと思ってもらえるような、わくわくするような仕掛けをどんどんしていただきたいというふうに思います。

最後に部長にお尋ねしたいんですが、長期的な視点による森林の管理についてお尋ねをします

森林の循環には、三十年、五十年と長いスパンでの管理が必要となってきました。施策の横展開や可視化、担い手の確保も含めて、県としてどのような方向性を持って森林を守り育てていこうと考えているのか、部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○島内農林水産部副部長Ⅱ私から、長期的な視点による森林の管理についてお答え

いたします。

森林の育成には、先ほど副部長が答弁いたしましたとおり、「サガンスギ」であつても、植林後三十年は必要になります。佐賀の森林のあるべき姿をしつかり見据え、長期的な視点で森林の保全、それと林業の振興の両面から森林の管理に取り組み必要があります。

このため、森林の保全の面では、佐賀の豊かな自然環境を人が未来へつなぐ「森川海人もりかわかいとプロジェクト」などに取り組み、県民の皆様とともに森林を守り育てていくという意識の醸成を図ってまいります。

また、林業振興の面では、「さが林業アカデミー」など、「さかの林業再生プロジェクト」や「サガンスギの森林百年構想」などの施策を展開し、稼げる農業の実現を前に進めてまいります。

このため、昨年度は県内八つの森林組合に、私、出向きまして、組合長と意見交換をしてまいりました。今現在、第二周目として、この議会を挟みまして二度目の森林組合の組合長さん方との意見交換を実施中でございます。現場の意見をより多く捉えていきながら、持続可能な佐賀の森林・林業の確立を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ部長、ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思ひます。

今、部長の答弁の中で、例えば総括するような「森川海人もりかわかいとプロジェクト」等出てまいりました。とても大事な話だと思つていて、まず中核をしっかりとついでいただいて、さらに県民にも広げていくことだと思ふんですけれども、「森川海人もりかわかいとくん」とかの知名度が東部と西部で大分違つたり、もっと県民に浸透していったらいいなというふうにも願つております。ですので、そういったところも含めて、まずは中心を大切にして県民全体が、佐賀の森つてすこい

よねつて思つてもらえるような林業に育てていただきたいと思ひます。

○弘川委員長Ⅱ 暫時休憩します。十五時十五分をめどに委員会を再開します。

午後二時五十一分 休憩

午後三時十五分 開議

○弘川委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○下田委員Ⅱ佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業について質問します。

これは今議会上程されているものですが、今議会ではトラックドライバーとして外国人材を試験的に受け入れ、そのノウハウを県内全体に展開していくという、まさに全国初のチャレンジが提案されています。

私自身、深刻な人手不足という現状を受け止めており、県産業を支えるためには多様な手だてを講じていく必要があると考えております。また、特に運送業界では、有効求人倍率が二・五一倍を超えるなど、人材確保の厳しさが顕著です。

そうした中、令和六年三月に自動車運送業分野が新たに特定技能に追加されたことを受けて、外国人材の受け入れが可能になったわけですが、まだ全国的にも実績は少ないと聞いています。その意味で佐賀県が先陣を切ってこの分野に挑むことは非常に意義深く、私としても大いに評価をさせていただいており、楽しみにしております。

一方で、現場や地域の声にも耳を傾けておりますと、日本語は大丈夫なのか、安全性の担保はどうするのか、中小企業でも受け入れられるのかといった不安や懸念の声も届いております。

私は、こうした声に誠実に応えながら、外国人材の受け入れが、雇用する企業、共に働く従業員、そして、何より外国人材本人にとっても、受け入れてよかった、働いてよかったと思えるような取組となることが大切だと考えています。単なる労働力の補填ではなくて、多様性を地域の力へと昇華させていく未来志向の政策であってほしいと願っております。

そこで、今回、六点について伺いたいと思います。

まずは、本事業にチャレンジするに至った背景、そして事業の目的について改めて御説明をお願いします。

○野崎産業人材課長Ⅱ本事業の背景と目的についてお答えいたします。

トラックドライバーにつきましては、全国的に人材不足が大きな問題となっております。まして、先ほど委員からも御紹介いただいたとおり、自動車運転従事者に係る全国の有効求人倍率は、令和七年四月の数字で二・五一倍、また、トラックドライバーの年齢構成といたしましては、五十歳以上の就業者が五二%と、実に就業者の半分以上が五十歳以上という状況にございまして、人材確保が喫緊の課題となっております。

このような状況を受けて、令和六年三月に外国人の在留資格である特定技能の対象分野に自動車運送業が追加されたところでございます。

新聞報道などによりますと、全国規模の大企業などでは、既に受け入れの準備を進めているところもありまして、今後、外国人材のトラックドライバーの受け入れは、全国的に急速に進んでいくものと考えております。

県内企業におきましては、今後、ニーズが高まっていくと予想しておりますが、県内運送事業者の方ですとか、あるいは県のトラック協会の方々など意見交換をする中で、「トラックドライバーとして外国人材を受け入れたいが、全国的にも先例が少なく、その方法が分からない」と、そういった声がございました。そのため、まずは外国人材ドライバーの受け入れを試験的に行いまして、そのノウハウを蓄積し、県内の運送業界に展開していきまして、今後、各企業での円滑な受け入れにつながることを目的として本事業に取り組むことにしたものでございます。

なお、本事業では、タイから三名のトラックドライバーを受け入れることとしております。タイは、自動車は日本と同じで左側通行、右ハンドルでございます。まして、日本の交通ルールとは親和性が高いということもございまして、また、

タイの方々にとって佐賀県というのは観光地として、また、タイの映画やドラマのロケ地として知名度があるということもあります。また、本県との文化やスポーツを通じた交流もございますので、タイの方々に就労先として佐賀を選んでいただけるということを期待しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今回、試験的な導入ということで、横展開につなげていけないかというように思いでチャレンジ事業が開催されるということでした。また、タイから三名ということでありました。

次に、県の関わり方についてお伺いしたいと思っております。

人材紹介会社に委託をする形だと伺っております。ちょうど時期を同じくして七月二十五日に外国人材受入セミナー、これは当初予算の事業だったと思いますが、これが開催されて、今回は自動車運送業に関する外国人材受入セミナーが開催されるというふうにも聞いております。こういったことも連動すると、当然ですが、県としてもしつかりと伴走して、しかも、指導的に関与していくべきだと思っておりますが、こういった点についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思えます。

○野崎産業人材課長Ⅱ本事業の県の関わり方についてということでお答え申し上げます。

本事業では、先ほど委員からお話があったとおり、人材募集や採用、ビザの取得やビザの切替えなど、外国人材の受け入れに係る一連の手続を人材紹介会社に委託をして実施することとしておりますが、全国初のチャレンジといふこの事業でございますので、人材紹介会社と外国人材を受け入れる企業任せにせず、県としても、あらゆる段階において伴走し、課題への対応など関係機関と連携しながら対応していきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、今回の事業は、やはり様々な機関との連携という

のが特に鍵になると考えておまして、トラック協会との連携はもとより、外国人材に対してどのような運転講習をすべきかという自動車学校との調整でございますとか、あるいは運転免許の切替えに当たってタイの運転免許制度について、例えばこれを駐日タイ王国大使館を通じて確認するとか、あるいは県や国際交流協会の外国人材に対する支援メニューの整理、検討など、事業の円滑な遂行に資する様々な機関との連携にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、県では、外国人材の増加を踏まえまして様々な事業に取り組んでいるところでございまして、こちらも当初予算でございしますが、本年七月七日には外国人材の雇用に係る相談窓口である「さが外国人材雇用サポートセンター」がいよいよ開設いたします。また、先ほど委員からも御紹介いただいた外国人材の雇用のための基本的な情報を学ぶセミナー、こちらも七月二十五日に自動車運送業をテーマとして実施を予定しておりますが、こういった様々な取組を通じまして、外国人材トラックドライバーの受け入れ企業をサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。民間の企業さんたちが円滑に進んでいくためのサポートをしっかりとしていくというお答えでした。

続いて三番目に、運転免許の切替えや中型免許の取得、安全面の担保、そして日本語の習得支援について、これらは当然ですけれども、非常に重要な要素と考えますが、どのようなサポートを講じていくのか、この点についてお尋ねをいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ運転免許の切替え、日本語習得の支援についてお答えいたします。

委員から御指摘いただいたとおり、本事業においては、外国人材トラックド

ライバーの受け入れに当たって外国の免許の切り替え、いわゆる外免切り替えや、運転に係る安全意識や日本の交通法規、マナーに沿った運転技術の向上、また、日本語力の向上といったことは、重要なポイントになると考えております。

まず、外免切り替えにつきましては、関係機関と連携いたしまして、あらかじめ必要な手続や対応、例えばタイの免許制度の確認ですとか、あるいは試験の際の通訳が必要かどうかなど、こういったことを事前にしっかりと洗い出して、前もって今準備を進めているところでございます。

また、運転に係る安全意識や日本の交通法規、マナーに沿った運転技術の向上につきましては、こちらは自動車学校と連携いたしまして、外免切り替えの前には校内での講習、また、外免切り替え後は路上での講習を行うなど、外免切り替えの前後に運転講習を行いまして、日本の道路及び運転方法について学ぶ機会を提供することとしております。

また、日本語能力の向上につきましては、入国前、入国後に週一回、四カ月程度の研修を行う予定としております。

さらに、入国された後は、地域日本語教室など、佐賀在住の外国人向けの取組なども活用しながら日本語力を高めていただきたいと考えております。

本事業は前例のないトライアル事業でございまして、これらの課題についてのどのようなレベルまで、あるいはどのような対応をすればよいかといったことを明らかにしていくこと自体が一つの目的でございまして。そこで明らかになった課題に対して適切な対応策を講じるとともに、事業実施後の業界全体への横展開につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今のお話をお伺いしていると、例えばですけれども、もしこれがうまくいくなれば経済循環を起すための横展開

等にもつながるのかなとも思います。例えば福岡県なんかでは、たしか自動車学校とかが営業をかけていたりとか、そういったお話を聞いたりしますし、日本語学校等でも、そういったことというのはかなう部分でもあるのかなというふうにも思います。

今回、試験的な運用ということでありますので、こういったレベルでやるのか、これからのことではありますけれども、ぜひとも県内の他分野の企業さんまで経済波及ができるような、そういったところも視野に入れていただきたいと思えます。

続いて、四番目の受け入れ企業の役割についてお尋ねします。

外国人材が地域に溶け込んで長く働き続けられるようにしていくためには、受け入れ企業の役割というのは、とても大きいと思います。ここで受け入れ企業の役割をどのように認識をしているのか。また、企業側への支援策をどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ受け入れ企業の役割についてお答えいたします。

受入企業というのは、今回、外国人材を雇用し、受け入れるまさに主体となる企業でございます。受け入れ企業には、雇用主としての責務を果たしていただくことはもちろんのこと、外国人材を受け入れる企業として住環境や職場環境の整備、研修や業務における支援体制の構築、あるいは顧客対応に関する指導支援、生活面での支援、また、地域社会との関係づくりにもしっかりと対応いただきたいと思います。

受け入れた外国人材にしっかりと定着していただけるかは、給与などの待遇面だけではなく、受け入れ企業や地域にスムーズに溶け込めるかにかかっていると考えております。

国際交流協会をはじめとする関係機関とも連携しながら、地域住民との顔の見える関係づくりや日本語教育支援、外国人にとって分かりやすい生活情報や

防災情報の伝達など、受け入れ企業をしっかりとサポートしながら、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。本場に待遇だけではない様々な支援が必要でなし、いかに地域に溶け込んでいけるのか、住環境、職場環境を含めてというところです。ぜひともお願いしたいと思っております。

それで、今後の展開についてですが、先ほども答弁をいただいているとおり、大規模な企業だけではなくて、中小企業も含めて広く受け入れが可能となっていたただかなくてはなりません。そのために、本事業から得られるノウハウをどのように業界全体または県内全体と波及させて展開していこうと考えているのか、その点について伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後の展開についてお答えいたします。

本事業におきましては、外国人材の採用、日本への入国、外免切り替えを経て今年度中、令和八年三月までには特定技能のトラックドライバーとして就労をスタートすることを目指しております。

ここから得られるノウハウでございますが、今後、県内企業が外国人材を受け入れる場合に不可欠な情報である採用の手順や就労のために必要な手続のほか、今回、トラックドライバーでございますので、外免切り替えにどの程度の運転技術や日本語能力が必要か、あるいは受け入れ後にどの程度の教育訓練が必要かなど、実際に受け入れてみないとなかなか分からないような情報が得られると考えております。県内企業へのノウハウの展開につきましては、トラック協会としっかりと連携を行っていききたいと考えております。

本事業を通して明らかになった情報、課題や対応策などのノウハウをまとめてトラック協会を通じて業界内に展開していくことで、県内における外国人材ドライバーの円滑な受け入れ及び定着を図り、人材不足の緩和につなげていき

たいと考えております。

本事業ですが、受け入れに係る全てを独力でカバーできるような、そういったことが大企業でなくても対応できるように、県内の様々な関係機関、関係者と連携しながら進めていくスキームであるということも一つのポイントだと考えております。

運送業界へ展開する際も、幅広い企業で活用ができるように情報をまとめていくことなども意識していきたいと思っております。

また、将来的には、この事業で得られたノウハウを応用し、同じ自動車運送業分野であるバスやタクシーのドライバーなどへの展開も見据えていきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。この事業はチャレンジ事業ということで、これからどうなるか分からないというところが前提としてあると思っております。ただ、これからの佐賀県を含めて我が国にとっても、とても大事な視点でもあるというふうにも認識しております。今後の展開として、バス、タクシー等へも波及できればという話もありました。そういったことが可能になるように、担当課を中心に広げていっていただきたいと思っております。

それでは最後に、今後、さらに多様な業種で外国人材の受け入れが進むことが予想されます。県として、この流れにどう対応していこうと考えているのか、産業労働部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○井手産業労働部長Ⅱ私から、外国人材の受け入れへの対応についてお答えいたします。

県内で働く外国人材は年々増加しております。昨年十月時点で、その人数は八千七百人を超えております。また、外国人材を雇用する事業所数も千三百を超えているところでございます。

今後も、人材不足が続く中、外国人材を雇用したいという企業のニーズはますます高まることを見込まれています。だからこそ、今、行政としてコミットする必要があると考えます。それは県内企業のために円滑な受け入れについて環境づくりをしておくことが重要だと考えるからです。新たな相談窓口の開設も、きめ細かなセミナーの開催も、そして今回のドライバー人材の受け入れも同じ思いです。

ドライバー人材の受け入れについては、その増加が見込まれることを前提に、どのような課題があるのか、どう安全性を高めていくのかなどを関係機関や自動車学校などと検証します。その結果を県内企業に横展開し、円滑な受け入れを目指すという事業でございます。もちろん、それはそこで働く外国人の方々のためにもなる取組だと思えます。

今後、県内企業の皆さんのために外国人材が産業を支える担い手として、さらに地域社会の一員として、この佐賀で長く活躍できるように、こうした環境整備に注力していきたいと思えます。

私からは以上です。

○下田委員Ⅱ部長、ありがとうございます。この人口減少時代に、いかに佐賀県の産業を盛り上げていくのかということでは大変大事ですし、部長からも、だからこそ、県がコミットしていかないといけないという力強い御答弁をいただきました。

佐賀県が先頭に立って新たな挑戦を始められることに対して、とても敬意と頼もしさを感じておりますし、ぜひとも頑張っていたいただきたいと思っております。よりよい受け入れ体制が構築されることを心から願ひまして、質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○弘川委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後三時三十五分 開議

○弘川委員長 Ⅱ委員会を再開いたします。

これより討論に入りますけれども、ただいまのところ、討論の通告はあつておりません。討論はないものと認めます。よつて、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○弘川委員長 Ⅱまず、乙第四十号議案「国営土地改良事業に対する市町の負担について」を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長 Ⅱ起立者多数と認めます。よつて、乙第四十号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十五議案中本委員会関係分、甲第三十七号議案、及び乙第四十一号議案から乙第四十三号議案まで三件、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長 Ⅱ全員起立と認めます。よつて、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

○ 継 続 審 査

○弘川委員長 Ⅱ最後に、二月定例議会から引き続き審議中の

- 一、産業労働行政について
- 一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よつて、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答について、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願つておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時三十八分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子